

精神保健事業の体系

(平成24年4月1日現在)

保健所・保健センター

こころの健康センター

普及啓発

- こころの健康づくり
- こころのバリアフリー

市民のための精神保健講座
「こころの健康マップ」作成、配布
地域交流事業
地域健康教育
精神障害者社会参加地域啓発事業

こころの健康フォーラム
こころの健康早期支援事業(思春期)

相談・支援

- こころの健康づくり
- 疾病の早期発見対応
- 地域生活支援
- 医療観察法による支援

こころの健康相談(精神科医)
電話/面接/家庭訪問(随時)
通報対応
個別検討調整会議

こころの相談電話(専用)
精神保健福祉相談
・専門相談(自死遺族・依存症・思春期)
・面接/訪問/診療/住診(複雑困難事例)
入院患者相談電話(専用)

障害者生活センター I 型(直営)
こらーれ

社会参加の促進

- 当事者・家族支援
- 入院患者退院促進
- 福祉サービス等利用促進
- 就労支援

当事者会・家族会・自主グループ支援
地域移行支援(個別)
「施設ガイドマップ」作成、配布
通所奨励金、交通費の支給
精神障害者社会適応訓練事業

退院意欲向上事業
地域移行支援事業
地域定着支援事業
危機介入事業

特定対策事業

- 自殺対策
- 依存症対策
- 思春期精神保健対策
- ひきこもり対策

自殺対策推進事業
(地域啓発活動)

自死遺族の集い
気づき・つながり・支える命支援事業
(関係機関との連携)

職域依存症対策推進事業
一般医療機関/アルコール専門病院ネットワーク化事業

思春期精神保健ケースマネジメント事業

ひきこもり対策推進事業
ひきこもり地域支援センター

基盤整備

- 支援者の育成
- 支援ネットワークづくり
- 調査・研究

専門研修
地域精神保健福祉連絡会
事例検討会

調査・研究
業務まとめ冊子の配布
各種の専門的研修

【その他の精神保健福祉法・障害者自立支援法関連業務】

保健管理課

- ・精神保健福祉審議会
- ・精神科救急医療体制整備事業
- ・精神保健指定医・指定病院に係る事務
- ・自立支援医療(精神通院)の医療機関指定
- ・精神科病院の実地指導・実地審査

保健所・保健センター

- ・福祉サービス[受付/審査/交付]
- ・自立支援医療(精神通院)[受付/支払い]
- ・精神障害者保健福祉手帳[受付]
- ・医療保護入院に係る事務
- ・措置入院に係る事務
- ・福祉施設等への補助金交付

こころの健康センター

- ・自立支援医療(精神通院)[支給認定/受給者証発行]
- ・精神障害者保健福祉手帳[判定/発行]
- ・精神医療審査会
- ・思春期精神保健審議会
- ・依存・嗜癖関連問題対策審議会
- ・精神障害者地域支援対策審議会

施策の現状

I 保健所

1 精神障害者の医療

(1) 措置入院

市民や、警察官等から「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認められた場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この節において「法」という。）第 29 条の規定により指定都市の市長の権限で入院措置をとる。

岡山市保健所では、通報を受理すると職員が事前調査を行い、診察に同行し入院の可否に係る対応及び状況把握や保護者の指導等を行っている。

ア 通報等の処理状況（（ ）内は、通報等受理したもので、岡山市外に居住地がある者）

平成 23 年度

区分	申請通報届出件数（件）	調査により診察の必要がないと認められた者（人）	診 察 を 受 け た 者 （ 人 ）			
			法第29条該当症 状の者	法第29条該当症 状でなかった者	精神障害者でな かった者	
一般の申請	23条	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察官通報	24条	37(1)	4(0)	9(0)	24(1)	0(0)
検察官通報	25条	13(1)	4(0)	6(1)	3(0)	0(0)
矯正施設長通報	26条	23(0)	23(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計		74(2)	32(0)	15(1)	27(1)	0(0)

イ 措置入院患者の状況

（（ ）内は、通報等受理したもので、岡山市保健所が対応した岡山市外に居住地がある者）

区分	22年度末措置患者数	23年度新規措置患者数	23年度措置解除患者数	23年度末措置患者数
人数	7(0)	15(0)	15(0)	7(0)

(2) 医療保護入院

管内病院からの法第 33 条による医療保護入院者の入院届等を受理している。

法第 33 条に規定する医療保護入院に際して、精神障害者に保護者がいないとき、又はその義務を行うことができない場合は、市長が保護者となる。

入退院届出件数

平成 23 年度

区分	保護者の同意による入院届出件数		退院届出件数
	法33条第1項	法33条第2項	
件数	1,769	519	1,897

2 障害者自立支援法及び精神障害者保健福祉手帳に係る事務

(1) 自立支援医療費（精神通院）

障害者自立支援法の規定に基づき、原則、通院に係る医療費総額の 9 割を保険者及び公費で負担

する。各保健センター、分館においては、自立支援医療費（精神通院）申請や各種変更届等の受付を行っている。

申請受付数

平成23年度

申請窓口	北区中央保健センター	北区北保健センター	中区保健センター	東区保健センター	南区西保健センター	南区南保健センター	御津分館	建部分館	瀬戸分館	灘崎分館	合計
件数	5,104	1,356	1,280	1,194	830	1,677	77	50	230	231	12,029

(2) 自立支援医療費（精神通院）支払い事務

各医療機関、薬局等から請求のあった診療報酬の公費負担分について、支払い事務を行っている。

○支払い件数： 141,350 件

(3) 自立支援給付（障害福祉サービス）

障害者自立支援法の規定に基づき、保健所及び各保健センター、分館において、自立支援給付（障害福祉サービス）の申請や各種変更届等の受付を行っている。

平成23年度

	介護給付		訓練等給付	
	新規	更新	新規	更新
申請数	190	316	267	426
合計	506		693	

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付

各保健センター、分館において、申請受付・交付事務を行っている（新規・更新・障害等級変更・市外転入）。

平成23年度

申請窓口	北区中央保健センター	北区北保健センター	中区保健センター	東区保健センター	南区西保健センター	南区南保健センター	御津分館	建部分館	瀬戸分館	灘崎分館	合計
申請受付数	1158	272	174	196	90	380	15	18	30	35	2,368
窓口交付数	818	204	136	152	73	300	12	15	25	25	1,760

3 地域精神保健活動

(1) 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及啓発により、住民の心の健康の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、障害者を地域で支える環境づくりを推進している。

また、地域精神障害保健活動を円滑に推進するため、保健・福祉・医療関係者による情報交換や事例検討、協議等を行う場を設けている。

平成23年度

開催回数	参加者数
391	6,651

(2) 相談・支援事業

保健所及び各保健センター、分館において、心の健康に関する相談や認知症高齢者、精神障害者の社会復帰等についての精神科医師や保健師等によるこころの健康相談や支援を実施している。

また、在宅の精神障害者に対して、保健所保健師等による家庭訪問を実施している。

ア 保健所及び各保健センター、分館への来所相談の利用状況 平成23年度

区 分	実 施 回 数	相 談 件 数	
		実 件 数	延 件 数
相 談 日	65	115	120
相 談 日 以 外	-	2,139	2,495
合 計	65	2,254	2,615

注) 相談日は精神科専門医による相談。相談日以外は保健師による相談件数。

イ 来所相談結果（相談日における相談結果の分類） 平成23年度

相談結果	人数 (延)	相談結果	人数 (延)
F 0 症状性を含む器質性精神障害	11	F 6 成人のパーソナリティ・行動の障害	5
F 1 精神作用物質による精神・行動の障害	6	F 7 精神遅滞（知的障害）	3
F 2 統合失調症、統合失調型障害等	36	F 8 心理的発達障害	13
F 3 気分（感情）障害	12	F 9 小児／青年期の行動・情緒障害等	0
F 4 神経性障害、ストレス関連障害等	26	診断なし	12
F 5 生理的障害および身体的行動症候群	1	その他	1

ウ 支援状況 平成23年度

区分	医療機関の紹介	相談継続	訪問指導	社会資源紹介	カウンセリング	その他
件 数	33	6	3	11	73	8

注) 複数の支援を行った場合は重複掲載。

エ 電話相談実施状況

○相談延件数： 4, 097 件

オ 保健師による訪問相談実施状況 平成23年度

区 分	実 件 数	延 件 数			
		認知症高齢者	その他の精神障害	アルコール依存	計
人 数	576	29	1,643	26	1,698

カ 精神科専門スタッフによる訪問相談事業 平成23年度

区 分	訪 問 実 件 数	訪 問 延 件 数	保 健 所 保 健 師 等	派 遣 人 員 内 訳	
				医 師	そ の 他
人 数	4	6	6	6	0

キ 精神保健福祉相談員の養成

精神保健福祉相談員を養成するため、精神保健福祉相談員養成講習会に保健師を派遣している。

○資格保持者数： 12 人

(3) 精神障害者地域交流事業

東区保健センター（旧西大寺保健センター）エリアで、当事者会（ピースハート）と介護老人福祉施設入所者及び他障害者の会等との交流会を開催している。

- 愛育委員との交流会 : 1回
- 他障害者の会等との交流会 : 1回

(4) 精神障害者社会参加地域啓発事業

精神障害者の社会参加の促進への理解を深める普及啓発事業を、岡山市愛育委員協議会に委託し実施している。

- 普及啓発事業
- 研修会 : 12回（637人）
- 施設見学・体験学習 : 10回（293人）
- 企画会議 : 7回（69人）

(5) 地域精神保健福祉連絡会

保健、福祉、医療関係者等の連携、研修の場としての地域精神保健福祉連絡会を開催している。

- 地域別研修会
- 開催回数 : 6回
- 参加者数 : 238人
- 幹事会 : 2回
- 全体研修
- 開催回数 : 1回

(6) ケース検討会

対応の困難な事例について、関係機関相互の連携を図り、適切な支援を継続するため実施している。

平成23年度

センター	北区中央	北区北	中区	東区	南区西	南区南	御津	灘崎	瀬戸	建部
	59	26	70	17	16	30	0	0	1	0

4 社会復帰対策

回復途上の精神障害者の社会復帰を促進するため、訪問等による相談・支援を行うとともに、社会適応訓練の場の確保や障害者の就労に向けての援助を行っている。

- 社会復帰相談指導件数 : 624件

(1) 当事者会、家族会活動の支援

精神障害者の病状回復や社会復帰の促進、また、不安や悩みの軽減のため、精神障害者やその家族が互いに支えあい、ともに活動する場である当事者会、家族会の育成、支援を行っている。

- ア 保健所中心で結成している当事者会、家族会の状況

平成23年度

担当	当事者会の状況		担当	家族会の状況	
	名称	活動状況		名称	活動状況
東区保健センター	ピースハート	毎月第1金曜日開催 話し合い、交流会、レクリエーション(野外活動)、調理実習等 12回、142人	北区中央保健センター	NPO法人 ふりこの会	毎月第3火曜日開催 総会、講演、ビデオ、話し合い 研修報告、地域交流会等 10回、130人
南区西保健センター	たのしい会	休会	東区保健センター	NPO法人 さつき会 家族の集い	毎月第2金曜日開催 総会、家族交流会、講演会、施設見学会、作業所運営、話し合い等 11回、60人
北区北保健センター	ふれあいハート会	毎月第3水曜日開催 話し合い、レクリエーション等 11回、41人	南区西保健センター	ひまわり会	毎月第3木曜日開催 総会、交流会、話し合い等 12回、103人
灘崎分館	なのはな会 (当事者・家族合同)	毎月第3月曜日開催 話し合い、交流会、調理実習、レクリエーション等 12回、97人	灘崎分館	なのはな会	毎月第1月曜日開催 役員会、講演会、研修会等 13回、44人
障害者生活支援センター	しらゆり会	毎月不定期開催 話し合い、レクリエーション等 14回、61人	障害者生活支援センター	なでしこ会	奇数月開催・不定期開催 総会、定例会、研修会、講演会、交流会等 10回、79人
精神保健係	岡精連 (岡山市精神障害者団体連絡会)	毎月第3金曜日開催 話し合い、企画等 12回、142人	精神保健係	市家連 (岡山市精神障害者団体連絡会)	不定期開催 役員会、代表者会、家族ゼミナール等 13回、180人
当事者会・家族会の状況					
御津分館	みつの会	休会			

イ 岡山市精神障害者家族会連絡会補助金

会員間の情報交換、市民への理解と啓発活動を行っている岡山市精神障害者家族会連絡会の活動費の一部を補助している。

(2) 地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業所等への助成

作業・生活訓練とふれあいの場を提供し、社会適応能力の向上を図る地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業所等に対して運営に要する経費等を補助し、地域活動支援センターⅠ型事業所を除き、通所のための交通費の一部を助成している。

(地域活動支援センターⅠ・Ⅲ型等補助金及び精神障害者(小規模)通所授産施設通所奨励金は、平成18年10月から、地域活動支援センターⅡ型補助金は平成23年1月から。)

平成23年度

地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型等補助金	補助施設数	17
精神障害者社会復帰施設運営費補助金	補助施設数	3
精神障害者(小規模)通所授産施設通所奨励金	補助施設数	1

(3) 精神障害者社会適応訓練事業

精神障害者が一定期間協力事業所(職親)へ通い、対人能力、仕事に対する集中力等を養い、就労へのステップとして活用している。

(保健所において、職親登録や対象者からの申し込みを受け付け、その状況を調査する。)

精神障害者社会適応訓練実施状況

平成23年度

区分	訓練日数(延)	訓練実施者数				職親の状況	
		年度当初	新規者	更新者	年度末	登録職親数	訓練実施職親数
人数	357	2	2	3	1	20	4

II こころの健康センター

1 精神保健福祉相談・支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものについて、相談を実施する。

(1) 専門相談（専門医による相談） (平成 23 年度)

	依存症相談	思春期相談	自死遺族相談
実施回数	24	24	24
相談者数(実)	10	8	2
相談者数(延)	39	24	4

(2) こころの電話相談

年度	区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	その他※	計
21		22	9	29	5	145	176	174	1,096	1,656
22		107	20	42	29	98	130	170	1,697	2,293
	23	40	7	26	5	76	27	108	2,054	2,343

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援

(3) 来所相談

年度	区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	その他※	計
21		13	46	13	1	109	48	19	375	624
22		34	23	13	0	142	31	11	571	825
	23	4	96	6	1	228	74	26	537	972

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援

(4) 訪問

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援

(5) 診察

年度	区分	診察		往診(再掲)		こころの健康づくり	うつ・うつ状態	その他※	計	
		実人数	延人数	実人数	延人数					
21		73	131	9	25					
22		55	347	6	81					
	23	54	341	11	188					
年度	区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	その他※	計
22		296	77	8	4	28	3	1	165	582
	23	17	181	9	5	50	1	21	464	748

2 地域での支援体制の基盤づくり

(1) 地域関係機関への技術援助

地域精神保健活動を推進するため、関係諸機関に対し専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

○技術指導及び技術援助件数

年度	区分	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	社会復帰施設	社会福祉施設	その他	計
21		71	31	7	59	4	6	16	49	243
22		501	191	128	307	1	71	141	370	1,710
23		997	46	105	1,335	2	29	174	723	3,411

(2) 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

○研修会

- ・自死遺族支援研修会 開催回数 1回 参加者数 4人 (実)
- ・地域移行支援研修会 開催回数 1回 参加者数 82人 (実)
- ・アルコール依存症支援者専門研修 開催回数 1回 参加者数 45人 (実)

○関係機関等への講師派遣

- ・講演会 講師派遣回数 9回

(3) 精神障害者地域支援システム整備事業

精神障害者が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に沿った生活を送るため、地域生活への移行並びに地域生活を継続するために必要な支援システムを構築する。

○退院意欲の向上

精神科病院に入院中の精神障害者に対して、病院と協働して退院意欲の向上に取り組んでいる。

グループ活動等実施回数	参加者数(延)	企画会議
33回	681人	30回

○地域移行支援

精神科病院に入院中の精神障害者に地域移行推進員を派遣し、病院をはじめ関係機関と協力して退院支援及び退院後の支援を実施している。

対象者数(実)	面接・訪問等支援回数(延)	ケース会議
15人	453回	45回

○危機介入

受療中断や自らの意思では受診できないなどの理由で、日常生活上の危機や家族・近隣とのトラブルが生じている精神障害者に対して医師を含む多職種チームが訪問し、できるだけ入院をせずに地域での生活継続支援を行っている。

対象者(実)	多職種チームによる支援(延)	ケース会議
23人	379回	96回

○研修会

地域移行・地域定着支援に関する研修会を病院と協力して実施している。

開催回数：2回 参加者数：53人

(4) こころの健康早期支援事業

誤解や偏見が比較的少ない中学生に精神疾患について学ぶ機会をもつことで、精神疾患に対する正しい理解をもち、誤解や偏見を防止することと精神的不調や疾病を抱えた若者の早期支援を行う。

・平成23年度実施校：岡山市立京山中学校

○人権教育での取り組み（授業）

人権教育の中で精神疾患について学び、正しい知識を得ることを目的に授業を実施する。

授業回数：4回 対象学年：2年生（8クラス268名）

○専門研修（教職員対象）

精神疾患に関する理解を深め、早期支援に必要な知識を得るために教職員を対象に専門研修を実施する。

回数：1回

○専門相談

精神疾患の疑いのある生徒に関して生徒自身やその家族、または教員に対し、精神科医などを派遣し専門相談を実施する。

回数：8回 相談者数（延）：14名

○実践評価検討会

精神科医、教育委員会、学校関係者などで学習内容などの評価検討を行う。

回数：2回

(5) 児童思春期精神保健対策事業

○思春期精神保健ケースマネジメント事業

さまざまな思春期の問題に効果的な支援を行うため、教育・保健・医療・福祉・司法等の関係機関が連携しながら多職種の有機的な連携を支援するためのケースマネジメント事業を実施する。

・申込件数 2件

・アセスメント会議 開催回数：3回

(6) ひきこもり対策推進事業

岡山市ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する（一部事業はNPO法人リスタートへ委託）。

○相談支援

・延べ相談件数

電話相談	来所相談	訪問
616	396	77

・対応ケース数：92ケース

(対象者男女別)

男性	女性	計
73	19	92

(対象者年齢別)

19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
18	41	23	8	2	0	92

(初回相談者別)

本人	本人+家族	家族	計
11	23	58	92

○連絡協議会

開催回数：1回 参加機関数：10機関

○家族教室（全4回）

参加者数：33名（延）

○ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ひきこもりサポーター養成セミナー（全4回）

参加者数：サポーター希望3名

一般参加（保健所職員、現役サポーター等）：7名

- ・ひきこもりサポーター

平成23年度登録人数 7名

○社会参加応援事業（委託）

利用件数：316件（延） 利用者数：14名（実）

○就労支援（委託）

利用者数2名（延）

○ひきこもり支援従事者研修（委託）

開催回数：1回 参加人数：28名

(7) 依存症対策推進事業

○職域依存症対策推進モデル事業

働き盛りの時期の多量飲酒者に早期に介入し、依存症への移行を予防するための対策を推進する。

- ・アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」の作成及び実施

初期介入プログラムの実施：5か所 6回

継続的介入プログラムの実施：4か所 6回

- ・職域依存症対策推進モデル事業評価検討会議 開催回数：4回

○一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業

一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、一般医療機関を受診するアルコール関連問題を有する患者を、より早期にアルコール専門治療に導入するためのネットワークシステムを構築する。

- ・一般医療機関アルコール専門研修 開催回数：1回 参加者数：63人
(岡山市医師会に委託実施)
- ・アルコール依存症早期支援ネットワーク会議 開催回数：3回

(8) 自殺対策推進事業

自殺予防と自死遺族支援等の総合的対策を検討するための基礎資料を得るための実態調査及び、自殺予防のための相談支援や自死遺族の集いを開催している。

- ・自殺予防のための特別相談会 開催回数：1回 相談者数：6人(延)
- ・わかちあいの会(自死遺族の集い)の開催 月1回開催 参加者数：30人(延)

【地域自殺対策緊急強化基金事業】

- ハイリスク者のための相談支援事業(自殺実態調査の分析)
 - ・救急外来受診者・・・自殺企図後、救急外来に搬送された人
アンケート調査：17件 面接調査：7件 継続相談支援：2件
 - ・精神科医療機関受診者・・・精神科医療機関に通院中で過去に自殺企図歴がある人
アンケート調査：248件 面接調査：25件
 - ・自死遺族・・・家族を自死で亡くした遺族 面接調査：3件
 - ・高齢者・・・要介護認定を受けた本人及び介護する家族
相談・面接調査：274件(アンケート調査は平成21年度に実施)
- ハイリスク者に対する相談支援事業推進作業部会 開催回数：3回 参加者数：57人(延)
- 救急外来受診者担当班会議
開催回数：1回 参加者数：11人
- 自殺未遂者・希死念慮者に対する相談支援モデル事業(弁護士派遣事業) 利用者数：1人

3 こころの健康についての普及啓発

一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識について普及啓発を行う。

内 容	参加者数
精神障害者が安心して生活するために ～地域移行・地域定着支援研修～	95人

4 自立支援医療費(精神通院)の支給認定、発行

精神疾患により通院が必要な患者の医療費の自己負担割合が原則1割となる制度。

こころの健康センターにおいて、支給認定及び受給者証発行業務を行っている。

(平成24年3月31日現在 支給認定者数)

障 害 名	ICDカテゴリー	人数
症状性を含む器質性精神障害	F0	296
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F1	243

統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F2	3,290
気分(感情)障害	F3	2,855
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F4	1,166
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F5	52
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F6	60
精神遅滞(知的障害)	F7	80
心理的発達の障害	F8	805
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F9	119
てんかん	G4	512
その他の精神障害	F99	0
合計		9,478

5 精神障害者保健福祉手帳の判定、発行

一定の精神障害のある方に対して、その障害を認定して手帳を交付することにより、各種の支援が受けられ、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度。こころの健康センターにおいて判定及び手帳発行業務を行っている。

(平成 24 年 3 月 31 日現在 手帳所持者数)

等級	1級	2級	3級	合計
人数	434	2,552	392	3,378

6 精神医療審査会の運営

自発的意思によらず入院している精神障害者（措置入院、医療保護入院）の人権に配慮し、適正な医療及び保護を確保するために、患者の入院の適否、処遇等について専門的かつ独立的に審査を行う機関。医療委員 9 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名で構成される。こころの健康センターに事務局を置く。又、精神科病院の病棟からの専用電話回線を事務局内に設置し、患者からの病院での処遇等に関する相談にのっている。

(1) 精神医療審査会審査件数

(平成 23 年度)

種類	件数
措置入院者の定期病状報告	8
医療保護入院者(法第33条第1項)の定期病状報告	1,117
医療保護入院(法第33条第1項)届	1,744
退院請求	71
処遇改善請求	2

(2) 専用電話回線による入院患者からの相談延件数 570 件

Ⅲ その他

1 精神科救急医療体制整備事業

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保するため、次の事業を実施している。（岡山県と共同実施）

(1) 精神科救急情報センター事業

本人、家族、警察、消防機関等からの電話による救急相談や診察・入院依頼等を早期に最も適切な救急医療に結びつけるために、県下の救急医療情報や急患の発生状況を収集し、緊急な対応を要する精神障害者等に関する相談及び指導を行うとともに、必要に応じて情報の提供や利用者と医療機関等との連絡調整を行う精神科救急情報センター事業を実施している。

ア 運営時間

休日（土曜日を含む）：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分

平日：午後 5 時～翌日の午前 8 時 30 分

イ 実施主体

岡山県及び岡山市（委託先：地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター）

ウ 運営体制

医師 1 名（オンコール）・医療スタッフ 2 名・事務職 1 名

エ 相談者数

年度	市内在住	市外在住(県内)	県外	不明	計
21	1,407	557	49	322	2,335
22	960	333	27	327	1,647
23	912	395	20	365	1,692

(2) 精神科病院群輪番体制事業

休日及び夜間に緊急な対応を要する精神障害者に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科病院群の輪番体制により、休日及び夜間の診療体制を確保している。

ア 運営時間

休日：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分

平日：午後 6 時～翌日の午前 8 時 30 分

イ 当番病院

県内を県南・県北の 2 圏域に分け、各圏域に 1 か所ずつ精神科病院による当番病院を置き、岡山県精神科医療センターが全体のバックアップを行う。

区分	当番病院	圏域構成市町村
県南圏域	河田病院、慈圭病院、林病院、万成病院、山陽病院、倉敷仁風ホスピタル、ももの里病院(7病院)	岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、総社市、笠岡市、井原市、浅口市、吉備中央町、和気町、早島町、里庄町、矢掛町(10市5町)
県北圏域	たいよの丘ホスピタル、向陽台病院、積善病院、希望ヶ丘ホスピタル(4病院)	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町(5市5町2村)

ウ 当番病院において入院に至った相談者数（平成23年度）

区分	市内在住	市外在住	不明	計
県南圏域	33	38	11	82
県北圏域	1	21	10	32
計	34	59	21	114

2 精神科病院に対する実地指導及び実地審査

精神病床を有する病院を対象に、精神保健福祉法及び通知等が遵守され、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が提供されるよう審査・調査し、指導を行っている。

病院名	病床数(床)	病院名	病床数(床)
岡山県精神科医療センター	252	万成病院	560
岡山大学病院	50	ひだまりの里病院	180
慈圭病院	600	林精神科病院	290
河田病院	688	吉井川病院	120
山陽病院	254		(H23.9.30 現在)

3 岡山市障害者生活支援センター “こらーれ” (平成23年度分)

地域で生活する障害者の日常生活の相談支援、日中活動の場の提供、地域交流事業、普及啓発活動などを行い、障害者の地域生活支援、社会参加を支援している。

- 施設利用状況 登録者数 23人（未登録者あり） 延利用者数 2,858人
- 相談支援状況 延相談件数 2,147件
 - ・面接 871件 ・電話 815件 ・訪問 329件 ・時間外相談件数 132件 ・サテライト相談 34回
- 日中活動の場 ・ミニ作業・奉仕活動・趣味の会・食事づくりの日等 159回
- ボランティア活動支援 17回
- 組織育成・他団体との連携
 - ・家族会 11回 ・当事者会 14回 ・作業所等 13回 ・個別支援会議・連携会議 80回
- 普及啓発 ・機関紙発送 12回 ・地域交流会 3回

4 岡山市認知症疾患医療センター

地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、平成23年9月26日付けで、岡山市認知症疾患医療センターを指定した。

指 定 先 総合病院岡山赤十字病院（岡山市北区青江二丁目1番1号）
指定期間 平成23年10月1日から平成27年3月31日
事業内容 鑑別診断や急性期対応など認知症専門医療の提供、認知症に関する医療相談など
平成23年度実績（ただし平成23年10月1日～平成24年3月31日）
○鑑別診断件数：160件
○専門医療相談件数：電話相談68件 面接相談20件

○ 岡山市精神保健医療福祉の主な社会資源

項 目		北区中央	北区北	中 区	東 区	南区西	南区南	岡山市計
医療 機関 H24.4.1 現在	精神科又は心療内科を有する診療所	33	4	7	2	3	2	51
	精神科又は心療内科を有する病院	6	4	1	1	0	2	14
	精神病床を有する病院 (病床数)	3 (990)	1 (560)	2 (494)	1 (120)	0	2 (780)	9 (2,944)
	精神科デイケア等施設	4	1	3	0	1	1	10
障害者 自立 支援法 ・ 等 H24.4.1 現在	計画相談支援	2	2	2	2	2	2	12
	地域移行支援	4	1	2	2	1	2	12
	地域定着支援	4	1	2	2	1	2	12
	地域活動支援センターⅠ型	2	1	2	1	1	1	8
	地域活動支援センターⅡ型	1	0	0	0	0	0	1
	地域活動支援センターⅢ型・作業所他	7	1	1	1	0	1	11
	共同生活援助・共同生活介護	1	1	2	1	0	1	6
	生活訓練施設・福祉ホーム・救護施設	0	1	0	0	1	2	4
H24.4.1 現在	就労移行支援・就労継続支援等	5	0	3	4	0	2	14
	職親	7	2	0	5	2	4	20
自 助 グループ H24.4.1 現在	家族会	4	1	3	1	3	2	14
	当事者会	2	1	2	1	1	2	9
	断酒会・AA(例会数)	8	0	5	2	0	2	17
自立支援医療(精神通院) 支給認定者数(H24.3.31)		4,011	1,202	1,001	1,104	816	1,344	9,478 *特例施設入所者 を除く
精神保健福祉手帳所持者数(H24.3.31)		1,052	461	669	369	227	600	3,378
障害福祉サービス利用者数(H24.3.31)		285	106	193	94	54	155	887
地域生活支援事業利用者数(H24.3.31)		129	62	77	49	23	66	406

岡山市における精神障害者の保健医療福祉サービス利用状況

入院医療

○精神科入院患者の状況

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
入院患者数(人)	市	—	2,528	2,498
	県	241.9	240.9	242.6
平均在院日数(日)	市	257.3	252.1	252.1
	国	312.9	307.4	301.0

○人口 10 万対一日平均在院患者数 (平成 22 年)
市 353.2 県 249.1 国 243.1 出典:厚生労働省患者調査

○医療保護入院・措置入院の状況 (23 年度)

区分	保護者の同意による入院届出件数		退院届出件数
	法 33 条第 1 項	法 33 条第 2 項	
件数	1,769	519	1,897

区分	23 年度新規措置患者数	23 年度措置解除患者数	23 年度末措置患者数
人数	15	15	7

支援ネットワーク

- ・ 地域精神保健福祉連絡会
- ・ 精神保健医療緊急対応連絡会
- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 精神障害者連絡会
- ・ ケース検討会議

地域

○障害福祉サービス利用者数 (23 年度)

	介護給付		訓練等給付	
	新規	更新	新規	更新
申請数	190	316	267	426
計	506		693	

○居住支援

	23 年度末
グループホーム利用者数	60
ケアホーム利用者数	25

○精神障害者保健福祉手帳所持者数

	21 年度末	22 年度末	23 年度末
実人数	2,707	3,034	3,378

○家庭訪問件数 [保健センター実施分]

	21 年度	22 年度	23 年度
実件数	482	579	576

○こころの健康相談 [保健センター実施分]

	21 年度	22 年度	23 年度
延件数	149	116	120

出典:岡山市保健衛生年報

コメント [岡山市役所1]:
入院患者数は、630 調査「個票 1 2 在院期間・年齢別の在院患者数」から

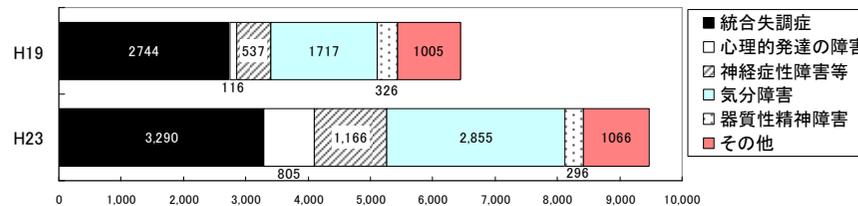
通院医療

○自立支援医療 (精神) (人)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
支給認定者数	6,445	7,706	7,965	8,786	9,478

出典:岡山市保健衛生年報

自立支援医療 (精神通院) の支給認定者数



だい 3 き おか やま し し ょ う が い ふ く し け い か く
第 3 期 岡 山 市 障 害 福 祉 計 画

へいせい 2 4 ねん ど へいせい 2 6 ねん ど
(平成 2 4 年 度 ~ 平成 2 6 年 度)

へいせい 2 4 ねん 4 が つ
平成 2 4 年 4 月

お か や ま し
岡 山 市

目次

だい 1 第 1	だい 3 きおかやまししょうがいふくしけいかく さくてい しゅし ページ 第 3 期岡山市障害福祉計画の策定の趣旨… 1 ページ
だい 2 第 2	だい 3 きおかやまししょうがいふくしけいかく きほんてきりねんとう 第 3 期岡山市障害福祉計画の基本的理念等
1	ほうれい こんきょうとう ページ 法令の根拠等… 3 ページ
2	きほんてきりねん ページ 基本的理念… 4 ページ
3	きほんてきほうこう ページ 基本的方向… 4 ページ
4	だい 3 きおかやまししょうがいふくしけいかく きかん みなおし じき 第 3 期岡山市障害福祉計画の期間と見直しの時期 … 6 ページ
5	だい 3 きおかやまししょうがいふくしけいかく たっせいじょうきょう てんけん ひょうか 第 3 期岡山市障害福祉計画の達成状況の点検・評価 … 6 ページ
だい 3 第 3	へいせい 26 ねんど すうちもくひょう せつてい 平成 26 年度の数値目標の設定
1	ふくししせつ にゅうしよしゃ ちいきせいかつ いこう ページ 福祉施設の入所者の地域生活への移行… 7 ページ
2	にゅういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう ページ 入院中の精神障害者の地域生活への移行… 11 ページ
3	ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうとう ページ 福祉施設から一般就労への移行等… 14 ページ
だい 4 第 4	しょうがいふくし さーびす ちいきそうだんしえん けいかくそうだんしえん ひつようりょう 障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援の必要量の 見込みと見込量の確保のための方策
1	みこみ みこみりょう かくほ ほうさく 訪問系サービス… 19 ページ
2	ほうもんけい さーびす ページ 日中活動系サービス… 22 ページ
3	にっちゅうかつどうけい さーびす ページ 居住系サービス… 27 ページ
4	きょじゅうけい さーびす ページ 相談支援… 30 ページ
だい 5 第 5	ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かんするじこう 地域生活支援事業の実施に関する事項
1	だい 1 きけいかく だい 2 きけいかく じっせき ページ 第 1 期計画と第 2 期計画における実績… 33 ページ
2	だい 3 きけいかく ひつよう みこみりょう ページ 第 3 期計画における必要な見込量… 36 ページ
3	げんじょう かだい ページ 現状と課題… 38 ページ
4	みこみりょうかくほ ほうさく ページ 見込量確保のための方策… 40 ページ
資料 1	しりょう おかやまし しょうがいしゃ じょうきょう ページ 岡山市の障害者の状況… 42 ページ
資料 2	しりょう あんけーとちょうさ けっか ページ アンケート調査の結果… 47 ページ

第1 第3期岡山市障害福祉計画の策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、平成18年度から3年ごとに策定されています。このたび、平成23年度までで期間が終了する第2期岡山市障害福祉計画に続き、平成24年度から平成26年度までを期間とする第3期岡山市障害福祉計画を定めるものです。

計画の策定に当たり、我が国の障害者制度をめぐる動向を見ますと、昨年6月には、障害者の自立や社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」といいます。）が成立し、続く7月には、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害者基本法（昭和45年法律第84号）が改正されました。そして、今年は、障害福祉サービスに係る給付などの支援を定める障害者自立支援法の改正に向けて、国会へ法律案が提出されています。

本市におきましては、このような国における障害者制度改革を

ふまえるとともに、現に制度運用を行っている基礎自治体として、
市民生活に直結した現場の声を活かし、岡山市都市ビジョンに
掲げる都市づくりの基本方向である「安心していきいきと
暮らせる岡山型福祉を組み立てる」ことを使命とし、第3期岡山市
障害福祉計画を策定します。

だい2 だい3 きおかやまししょうがいふくしけいかく きほんてきりねんとう 第2 第3期岡山市障害福祉計画の基本的理念等

1 ほうれい こんきよとう 法令の根拠等

だい3 きおかやまししょうがいふくしけいかく しょうがいしゃじりつしえんほう だい88じょう
第3期岡山市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条

だい1こう もとづく ないよう どうじょうだい2こう かかげる
第1項に基づくものであり、その内容は、同条第2項に掲げる

じこう
事項とします。

○ しょうがいしゃじりつしえんほう 障害者自立支援法

だい88じょう しちょうそん きほんししん そくして しょうがいふくしき ーびす そうだん
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談

しえん および ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かんする けいかく
支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

い か しちょうそんしょうがいふくしけいかく きだめる
(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 しちょうそんしょうがいふくしけいかく つぎ かかげるじこう きだめる 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

① かくねんど していしょうがいふくしき ーびす していちいきそうだんしえん 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援

また していけいかくそうだんしえん しゆるい ひつよう りょう みこみ
又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

② ぜんごう していしょうがいふくしき ーびす していちいきそうだんしえんまた してい 前号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定

けいかくそうだんしえん しゆるい ひつよう みこみりょう かくほ ほうさく
計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

③ ちいきせいかつしえんじぎょう しゆるい じっし かんするじこう 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

④ そのたしょうがいふくしき ーびす そうだんしえん およびしちょうそん ちいきせいかつ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活

しえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かんしひつよう じこう
支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

2 基本的理念

第3期計画は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重
されるよう、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者
基本法の理念を踏まえるものです。

そして、岡山市都市ビジョンが掲げる都市づくりの基本方向で
あり、岡山市障がい者プラン（平成20年度～平成24年度）の
基本目標である「安心していきいきと暮らせる岡山型福祉」を
組み立てることを使命とし、障害者一人ひとりの「生きる力」
を支援するとともに、共に支え合う「共生社会」の実現を目指す
ことを基本的理念とします。

3 基本的方向

国の基本指針、第1期計画と第2期計画の実績、第3期計画
策定時のアンケート調査などを踏まえ、これまでの障害福祉計画
の基本的方向を踏襲するとともに、新たに「相談支援体制の強化」
に向けて取り組みます。

(1) 訪問系サービスの保障

障害者の地域生活への移行を推進し、また、重度障害者の
地域での生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護など

ほうもんけいさーびす ほしょう
の訪問系サービスを保障します。

(2) 日中活動系サービスの保障

しょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう すいしん しょうがいしゃ
障害者の地域生活への移行を推進し、また、障害者の
しゅうろう しえん せいかつかいご しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞく
就労を支援するため、生活介護、就労移行支援、就労継続
支援などの日中活動系サービスを保障します。

(3) 地域生活への移行の推進

ちいきせいかつ いこう すいしん
共同生活介護や共同生活援助の拡充を図り、施設入所
からちいきせいかつ いこう
地域生活への移行を推進します。

(4) 一般就労への移行の促進

しゅうろう いこう しえん しゅうろうけいぞくしえん すいしん
就労移行支援や就労継続支援を推進するとともに、
しょうがいしゃ たいするしゅうろうしえん きょうか ふくししせつ いっぱんしゅうろう
障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労
への移行をいこう そくしん
促進します。

(5) 相談支援体制の強化

しょうがいしゃ たいしてきめこまかいさーびす ていきょう
障害者に対してきめ細かいサービスを提供するため、
ちいきそうだんしえん そうせつ けいかくそうだんしえん かくじゅう
地域相談支援を創設するとともに、計画相談支援を拡充し、
そうだんしえんたいせい きょうか
相談支援体制を強化します。

しょうがいしゃ そうだん じょうほうていきょう こうほう
また、障害者が相談しやすいように、情報提供や広報
かつどう じゅうじつ つとめ そうだんまどぐち わかりやすく
活動の充実に努め、相談窓口を分かりやすくします。

4 第3期岡山市障害福祉計画の期間と見直しの時期

第3期計画の期間は、国の基本指針に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、我が国の社会情勢の変化や障害者制度改革の状況などを踏まえ、見直しを行います。

5 第3期岡山市障害福祉計画の達成状況の点検・評価

第3期計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活や一般就労への移行など、達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

だい3 へいせい26ねんど すうちもくひょう せつてい 第3 平成26年度の数值目標の設定

だい2の しめしたきほんてきほうこう むけて とりくみ すいしん
第2の3で示した基本的方向に向けての取組みを推進するため、
くに きほんししん ふまえた だい1きけいかく だい2きけいかく じつせき
国の基本指針を踏まえたうえで、第1期計画と第2期計画の実績、
だい3きけいかくさくていじ あんけーとちょうさ ほんし じつじょう かんあん
第3期計画策定時のアンケート調査、本市の実情などを勘案し、
つぎ へいせい26ねんど すうちもくひょう せつてい
次のとおり、平成26年度における数值目標を設定します。

1 ふくししせつ にゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこう 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) だい2きけいかく じつせき 第2期計画の実績

あ ちいきせいかつ いこう もの かず
ア 地域生活に移行する者の数

くに きほんししん へいせい23ねんどまつ ちいきせいかつ
国の基本指針では、平成23年度末における地域生活
いこうしゃすう だい1きけいかくじてん しせつにゆうしょしゃすう 1わりいじょう
移行者数を第1期計画時点の施設入所者数の1割以上と
することを基本としています。

へいせい17ねん10がつ1にちしせつにゆうしょしゃすう 688にん
【平成17年10月1日施設入所者数】688人

だい2きけいかくもくひょうち 1わり 70にん
【第2期計画目標値】1割(70人)

へいせい23ねん10がつ1にちじつせき 2わり 145にん
【平成23年10月1日実績】2割(145人)

い しせつにゆうしょしゃすう
イ 施設入所者数

くに きほんししん へいせい23ねんどまつ しせつにゆうしょしゃすう
国の基本指針では、平成23年度末の施設入所者数を
だい1きけいかくじてん しせつにゆうしょしゃすう ばーせんといじょうげんしょう
第1期計画時点の施設入所者数から7パーセント以上減少
することを基本としています。

へいせい 17 ねん 10 がつ 1 にち しせつ にゆうしょしやすう 688 にん
【平成17年10月1日施設入所者数】 688人

だい 2 きけいかく もくひょうち ばーせんと 48 にん
【第2期計画目標値】 7パーセント（48人）

へいせい 23 ねん 10 がつ 1 にち じつせき ばーせんと 67 にん
【平成23年10月1日実績】 9.7パーセント（67人）

(2) アンケート調査の結果

こ う もく 項 目	①	②	③	④
さーびす りよう サービスの利用 じょうきょう りよう 状況と利用 いこう 意向	いどうしえん 移動支援 こうどうえんご 行動援護 どうこうえんご 同行援護	しゅうろうけいぞく 就労継続 しえん 支援 しゅうろういこう 就労移行 しえん 支援	きょうどう 共同 せいかつかいご 生活介護 きょうどう 共同 せいかつえんじょ 生活援助	せいねんこうけん 成年後見 せいど 制度など
ちいき せいかつ 地域で生活する ひつよう ために必要な こと	じゅうぶん 十分な しゅうにゅう 収入	きょたくかいご 居宅介護 などの じゅうじつ 充実	いりようきかん 医療機関 の充実	しょうがい 障害に たいする 対する りかい 理解が すすむ 進むこと
げんざい せいかつ 現在の生活で こまって 困っていること	しょうらい 将来の せいかつ 生活のこと	しょうがい けんこう 障害・健康	けいざいてき 経済的な こと	すまい 住まい

(3) 第3期計画の数値目標

あ ちいきせいかつ いこう もの かず
ア 地域生活に移行する者の数

くに きほんししん へいせい 26 ねん どもつ ちいきせいかつ
 国の基本指針では、平成26年度末における地域生活

いこうしやすう へいせい 17 ねん 10 がつ 1 にち じてん しせつ にゆうしょしやすう
 移行者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数の

3わりいじょう きほん
 3割以上とすることを基本としています。

だい3 きけいかくもくひょうち
【第3期計画目標値】

へいせい26ねんどまつ ちいきせいかつこうしゃすう へいせい
平成26年度末における地域生活移行者数について、平成
17ねん10がつ1にちじてん しせつにゆうしょしやすう688にん 3わり
17年10月1日時点の施設入所者数688人の3割
207にん めざします
(207人)を指します。

い しせつにゆうしょしやすう
イ 施設入所者数

くに きほんししん へいせい26ねんどまつ しせつにゆうしょしやすう へいせい
国の基本指針では、平成26年度末の施設入所者数を平成
17ねん10がつ1にちじてん しせつにゆうしょしやすう 1わりいじょうげんしょう
17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上減少
することを基本としています。

だい3 きけいかくもくひょうち
【第3期計画目標値】

へいせい26ねんどまつ しせつにゆうしょしやすう へいせい17ねん
平成26年度末の施設入所者数について、平成17年
10がつ1にちじてん しせつにゆうしょしやすう688にん 1.1わり
10月1日時点の施設入所者数688人から1.1割
78にん げんしょう めざします
(78人)減少することを指します。

せさく ほうこうせい
(4) 施策の方向性

あ しょうがいしや ちいきせいかつ いこう しえん へいせい23ねん
ア 障害者の地域生活への移行を支援するため、平成23年
10がつ1にち きょうどうせいかつかいご きょうどうせいかつえんじょ りようしや
10月1日、共同生活介護や共同生活援助の利用者への
やちんほじょ そうせつ しょうがいしや ちいきせいかつ いこう
家賃補助を創設しました。障害者の地域生活への移行の
にーず かくだい ひきつづき きょうどうせいかつかいご
ニーズが拡大していることから、引き続き、共同生活介護や
きょうどうせいかつえんじょ せいび すいしん
共同生活援助の整備を推進します。

イ 障害者の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護などの一層の拡充を図ります。

ウ 重度の視覚障害者の外出時における移動を支援するため、平成23年10月1日、同行援護を創設しました。障害者の外出しやすい環境づくりを図るため、引き続き、移動支援事業、行動援護などの拡充を図ります。

エ 岡山県と連携を密にし、身体障害者などのための駐車場を利用できる者を明確にすることにより、その適正利用を図る「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度を推進します。

オ 成年後見制度の拡大、虐待の防止など障害者に対する権利を擁護するとともに、障害に対する理解を深める取り組みを行います。

カ 障害者の地域生活への移行を円滑かつ着実に推進するため、平成24年4月1日から新たに地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を実施します。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 第2期計画の実績

くに きほんししん へいせい 2 3 ねん どまつ たいいんかのうせいしん
国の基本指針では、平成23年度末までの退院可能精神
しょうがいしやう げんしょうもくひょうち へいせい 1 4 ねん ど たいいんかのう
障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能
せいしんしょうがいしやう もとづきしちやうそん とどうふけん さだめるかず せってい
精神障害者数に基づき市町村と都道府県が定める数）を設定
することとしています。

へいせい 1 4 ねん どたいいんかのうせいしんしょうがいしやう 4 6 4 にん
【平成14年度退院可能精神障害者数】464人

おかやまけんしじすうち
(岡山県指示数値)

だい 2 きけいかくもくひょうち たいいんしやう 3 8 8 にん
【第2期計画目標値】退院者数 388人

だい 2 きけいかくじつせき ほんしもくひょうち おかやまけん くに きほんししん
【第2期計画実績】本市目標値は、岡山県が国の基本指針に

へいせい 1 4 ねん ど かんじゃちやうさ すうち もちいてせってい おかやまけん
より平成14年度の患者調査の数値を用いて設定した岡山県

もくひょうち もと かくびやういん かんじゃこじん とくてい
目標値を基にしており、各病院において患者個人を特定した

ちやうさ すうち そのご かくにん おこなう
調査の数値ではなかったため、その後の確認を行うことが

けいかくたつせいじやうきやう けんしやう こんなん
できず、計画達成状況の検証が困難となりました。

(2) 第3期計画の数値目標

くに きほんししん だい 3 きけいかく さくてい だい 2 きけいかく
国の基本指針により、第3期計画の策定では、第2期計画と

ことなり もくひょうちせってい とどうふけん
異なり、目標値設定は都道府県のみとされていることもあり、

ほんしもくひょうち せってい おこないません
本市目標値の設定は行いません。

あ 1 ねん みまんにゆういんしや へいきんたいいんりつ
ア 1年未満入院者の平均退院率

くに きほんししん へいせい ねんど 1ねんみまんにゆういんしゃ
国の基本指針では、平成26年度における1年未満入院者
の へいきんたいいんりつ へいせい 20ねん 6がつ 30にち ちょうさ じてん
平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から
7 ばーせんと そうとうぶんぞうか しひょう
7パーセント相当分増加させることを指標としています。

だい3きおかやまけんしょうがいふくしけいかくもくひょうち
【第3期岡山県障害福祉計画目標値】

へいせい ねんど 1ねんみまんにゆういんしゃ へいきんたいいんりつ
平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を
へいせい 20ねん ちょうさ じ ばーせんと
平成20年調査時の73.9パーセントから77.0
ばーせんと ひきあげる めざします ぞうかりつ
パーセントへ引き上げることを目指します。(増加率4.2
ばーせんと
パーセント)

い
イ こうれいちょうきたいいんしゃすう
高齢長期退院者数

くに きほんししん へいせい 26ねんど こうれいちょうき
国の基本指針では、平成26年度における高齢長期
たいいんしゃすう たいいんしゃ 65さいいじょう 5ねんいじょうにゆういん
退院者数（退院者のうち65歳以上であって5年以上入院
していた者の数）を ちよつきん かず 2わりぞうか しひょう
直近の数から2割増加させることを指標
としています。

だい3きおかやまけんしょうがいふくしけいかくもくひょうち
【第3期岡山県障害福祉計画目標値】

へいせい 26ねんど こうれいちょうきたいいんしゃすう へいせい 23ねん
平成26年度における高齢長期退院者数を平成23年
ちょうさ じ 132にん 158にん ひきあげる
調査時の132人から158人へ引き上げることを
めざします ぞうかりつ ばーせんと
目指します。(増加率19.7パーセント)

(3) せさく ほうこうせい
施策の方向性

あ
ア しょうがいしゃ いこう せんちょう しえんぶろぐらむ ていきょう
障害者の意向を尊重した支援プログラムが提供できる

よう^{きょたくかいご} 居宅介護、^{せいかつかいご} 生活介護、^{ちいきせいかつしえんじぎょう} 地域生活支援事業などの^{じゅうじつ} 充実を
はかります
図ります。

い ^{しょうがいしゃ} 障害者の^{ちいき} 地域での^{きょじゅう} 居住の^ば 場を^{かくほ} 確保するため、^{きょうどうせいかつ} 共同生活
^{かいご} 介護、^{きょうどうせいかつえんじょ} 共同生活援助などの^{せいびならび} 整備並びに^{みんかん} 民間の^{やちんほしょうせいど} 家賃保証制度の
^{かつよう} 活用や^{やちんほしょうりょう} 家賃保証料の^{じょせいじぎょう} 助成事業の^{りょうそくしん} 利用促進を^{はかります} 図ります。

う ^{しょうがいしゃ} 障害者が^{にゅうたいいん} 入退院を^{くりかえすじょうきょう} 繰り返す状 況を^{かいしょう} 解消するため、^{ほけん} 保健
^{いりょうすたっふ} 医療スタッフ、^{ふくしすたっふ} 福祉スタッフなどの^{かんけいしゃ} 関係者との^{ねつとわーく} ネットワーク
^{じゅうじつ} を^{ほうかつてき} 充実させ、^{しえん} 包括的な^{おこないます} 支援を行います。

え ^{しょうがいしゃ} 障害者の^{たいいんぜんご} 退院前後の^{ふあん} 不安を^{けいげん} 軽減するため、^{ぴあさぽーたー} ピアサポーター
との^{こうりゅう} 交流を^{おこない} 行い、^{ささえあうば} 支えあう^{もちます} 場を持ちます。

お ^{しょうがいしゃ} 障害者が^{ちいき} 地域で^{あんしん} 安心して^{くらし} 暮らしていけるよう、^{24じかん} 24時間
^{たいせい} 体制で^{たいおう} 対応する^{でんわそうだん} 電話相談や^{たんきかんしゅくはく} 短期間^{ほすてる} 宿泊できる^{じぎょう} ホステル事業
^{じっし} を実施します。

か ^{しょうがいしゃ} 障害者が^{せいかつ} 生活しやすい^{ちいきづくり} 地域づくりを進めるため、^{すすめる} 地域や
^{がっこう} 学校における^{けいはつかつどう} 啓発活動を^{すいしん} 推進し、^{しっかん} 疾患や^{しょうがい} 障害の^{ただしいりかい} 正しい理解の
^{そくしん} 促進並びに^{しゃかいてきへんけん} 社会的^{とりくみ} 偏見を^{じゅうじつ} なくする^{じゅうじつ} 取組みを^{じゅうじつ} 充実します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 第2期計画の実績

ア 一般就労に移行する者の数

国の基本指針では、平成23年度中に一般就労移行者数を

第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とする

ことが望ましいとされています。

【平成17年度中の一般就労移行者数】40人

【第2期計画目標値】4倍（160人）

【平成22年度実績】0.6倍（25人）

イ 就労移行支援の利用割合

国の基本指針では、平成23年度までに第1期計画時点の

福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援を

利用することを目指すとされています。

【平成23年9月実績】0.7割（150人）

ウ 就労継続支援（A型）の利用割合

国の基本指針では、平成23年度末において、就労継続

支援の利用者のうち3割は就労継続支援（A型）を利用する

ことを目指すとされています。

【平成23年9月実績】4割（457人）

(2) アンケート調査の結果

ア サービスの利用状況と利用意向

就労継続支援と就労移行支援が二番目に大きな割合を占めています。

イ 就業の有無

就業している者の割合は、前回平成20年度調査と同じく、40パーセント弱です。

ウ 平均月収

区分	対平成20年度調査比
5万円以上	8.3ポイント増加
3万円以上 5万円未満	6.6ポイント増加
1万円以上 3万円未満	2.8ポイント減少
5千円以上 1万円未満	10.8ポイント減少
5千円未満	2.4ポイント減少

エ 働くために必要な条件

①	障害にあった仕事であること
②	障害に対する理解が深まること
③	通勤手段が確保されていること
④	障害に配慮した勤務時間や日数であること

(3) 第3期計画の数値目標

あ 一般就労に移行する者の数

国の基本指針では、平成26年度中の一般就労移行者数を

平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とする

ことが望ましいとされています。

【第3期計画目標値】

平成26年度中の一般就労移行者数を平成17年度の

一般就労への移行実績（40人）の1.93倍（77人）

を目指します。

※ 本市においては、平成17年度の一般就労移行者数は、

他の年度に比べて著しく高い数字となっているため、平成

20年度から平成22年度までを平均した実績19.4人

の4倍を目標値とします。

い 就労移行支援の利用割合

国の基本指針では、平成26年度末における福祉施設の

利用者のうち2割以上の者が就労移行支援を利用すること

を目指すとされています。

だい 3 きけいかくもくひょうち
【第3期計画目標値】

へいせい 26 ねん どもつ ふくししせつ りようしゃ
平成26年度末における福祉施設の利用者のうち7.1
ぱーせんと (190 にん) の者が就労移行支援を利用する
ことを目指します。

※ だい 2 きけいかく しゅうろういこうしえん りようしゃすう よこばい
第2期計画では、就労移行支援の利用者数が横ばい
けいこう へいせい 23 ねん 9 がつじっせき ぱーせんと
傾向にあることや平成23年9月実績が6.9パーセント
であることを かんあん ほんし じつじょう あったもくひょうち
を勘案し、本市の実情に合った目標値と
します。

う
ウ しゅうろうけいぞくしえん えいがた りようわりあい
就労継続支援（A型）の利用割合

くに きほんししん へいせい 26 ねん どもつ しゅうろうけいぞくしえん
国の基本指針では、平成26年度末における就労継続支援
りようしゃ 3 わりいじょう もの しゅうろうけいぞくしえん えいがた りよう
の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）を利用
することをめざすとされています。

だい 3 きけいかくもくひょうち
【第3期計画目標値】

へいせい 26 ねん どもつ しゅうろうけいぞくしえん りようしゃ
平成26年度末における就労継続支援の利用者のうち
4.2 わり 600 にん もの しゅうろうけいぞくしえん えいがた りよう
4.2割（600人）の者が就労継続支援（A型）を利用
することをめざします。

(4) せさく ほうこうせい
施策の方向性

あ
ア ふくししせつ しゅうろうしえん きょうか しゅうろうけいぞく
福祉施設における就労支援を強化するため、就労継続

しえん しょうがいしゃ こようけいやく ていけつ しゅうろうけいぞくしえん
支援のうち、障害者と雇用契約を締結する就労継続支援

えいがた いっそう かくじゅう はかります
(A型)の一層の拡充を図ります。

い こうせいろうどうしやう おかやまろうどうきよく こうきやう しょくぎやう あんていしよ しょうがいしゃ
イ 厚生労働省岡山労働局、公共職業安定所、障害者

しょくぎやう せんたー しょうがいしゃしゅうぎやう せいかつしえん せんたー
職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの

ろうどうかんけいきかん みんかんきぎやう とくべつしえんがっこう れんけい ふかめ
労働関係機関、民間企業、特別支援学校などとの連携を深める

れんらく かいぎ せっち しょうがい しょくば かいたく
ため連絡会議を設置し、障害に適応した職場の開拓など

しょうがいしゃ たいするしゅうろうしえん きやうか はかります
障害者に対する就労支援の強化を図ります。

う しょくば しょうがい たいするりかい ふかめる けいはつかつどう
ウ 職場における障害に対する理解を深めるための啓発活動

かくじゅう
を拡充します。

だい4 しょうがいふくしきーびす ちいきそうだんしえん けいかくそうだん
 第4 障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談
 しえん ひつようりょう みこみ みこみりょう かくほ
 支援の必要量の見込みと見込量の確保のため
 ほうさく
 の方策

だい1き けいかく だい2き けいかく じっせき だい3き けいかく さくていじ
 第1期計画と第2期計画の実績、第3期計画策定時の

あんけーとちょうさ ほんし じつじょう かんあん つぎ かくねんど
 アンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり、各年度

しょうがいふくしきーびす ちいきそうだんしえん けいかくそうだんしえん しゅるい
 における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援の種類

ひつよう りょう みこみ みこみりょう かくほ ほうさく
 ごとの必要な量の見込みと見込量の確保のための方策を

せつてい
 設定します。

ほうもんけいさーびす
 1 訪問系サービス

だい1き けいかく だい2き けいかく じっせき
 (1) 第1期計画と第2期計画における実績

たんい にん つき
 (単位：人/月)

くぶん 区分	ねんど 年度	だい1き けいかく 第1期計画			だい2き けいかく 第2期計画		
		18	19	20	21	22	ねん 23年 がつ 9月
きょたくかいご 居宅介護	みこみりょう 見込量	658	764	883	590	610	631
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護							
どうこうえんご 同行援護	じっせき 実績	497	529	595	692	791	838
こうどうえんご 行動援護							
じゅうどしょうがいしやとう 重度障害者等							
ほうかつしえん 包括支援							

(2) 第3期計画における必要な見込量

(単位 上段：人/月 下段：時間/月)

区分	24年度	25年度	26年度
居宅介護			
重度訪問介護			
同行援護	909	952	995
行動援護	25,000	26,900	28,600
重度障害者等 包括支援			

(3) 現状と課題

ア 訪問系サービスは、第1期計画においては見込量を

下回っていましたが、第2期計画では、急速に実績が伸びて

います。その要因としては、生活の場所に関するアンケートで

は、「自宅」が平成20年度調査に比べて13.2ポイント増加

していることから、障害者の地域生活への移行の進展に伴い、

居宅介護などのニーズが拡大してきたことが考えられます。

イ 今後の生活場所に関するアンケートでは、「家族と同居」が

最も多く、半数を占めています。

ウ 障害程度区分が区分4以上の重度の肢体不自由者を対象

とする重度訪問介護は、利用者は限定されますが、増やして

欲しい障害福祉サービスに関するアンケートでは、特にな

のぞき もっともおおきなわりあい しめて
を除き、最も大きな割合を占めています。

エ 視覚障害者を対象とする同行援護や知的障害者と精神

障害者を対象とする行動援護は、それぞれ利用者は限定

されますが、サービスの利用状況と利用意向に関する

アンケートでは、移動支援事業も含めた外出時における

移動中の支援は、最も大きな割合を占めています。

オ 障害者の地域生活への移行を推進し、また、重度障害者の

自宅での生活を確保する観点から、引き続き、訪問系サービス

の拡充を図る必要があります。

(4) 見込量確保のための方策

ア 障害者制度全般にわたり、事業者の安定的運営を確保

するとともに、新規事業者の参入を促進するため、報酬

単価の一層の改善に向けて、国に対して要望していきます。

イ 訪問系サービスのニーズの拡大に対応するため、研修会、

講習会などを通じて、サービスの質の向上を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 第1期計画と第2期計画における実績

(単位：人/月)

くぶん 区分	ねん 度 年度	だい 1 きけいかく 第1期計画			だい 2 きけいかく 第2期計画		
		18	19	20	21	22	ねん 23年 がつ 9月
せい かつ かい ごと 生活介護	みこ みる よう 見込量	111	245	312	558	676	793
	じつ せき 実績	113	237	443	510	740	854
じり つく ん れ ん 自立訓練 (機能訓練)	みこ みる よう 見込量	1	2	2	13	25	37
	じつ せき 実績	0	0	0	1	4	1
じり つく ん れ ん 自立訓練 (生活訓練)	みこ みる よう 見込量	11	24	56	59	96	132
	じつ せき 実績	7	12	12	14	50	23
しゅう ろう い こう し え ん 就労移行支援	みこ みる よう 見込量	63	101	163	206	232	258
	じつ せき 実績	49	92	172	156	140	150
しゅう ろう け い ぞ く し え ん 就労継続支援 (A型)	みこ みる よう 見込量	0	10	25	92	115	138
	じつ せき 実績	0	19	80	223	371	457
しゅう ろう け い ぞ く し え ん 就労継続支援 (B型)	みこ みる よう 見込量	119	182	289	307	315	323
	じつ せき 実績	98	161	319	453	579	684
りょう よう かい ごと 療養介護	みこ みる よう 見込量	6	6	8	15	15	15
	じつ せき 実績	8	6	14	13	15	17
じ どう で い 児童デイ サービス	みこ みる よう 見込量	351	409	467	514	577	640
	じつ せき 実績	406	422	458	581	618	713
た ん き に ゆう し ょ 短期入所	みこ みる よう 見込量	82	90	98	104	113	121
	じつ せき 実績	66	69	75	114	135	143

だい 3 きけいかく ひつよう みこみりょう
 (2) 第3期計画における必要な見込量

たんい じょうだん にん つき げだん にんにち つき
 (単位 上段：人/月 下段：人日/月)

くぶん 区分	ねんど 24年度	ねんど 25年度	ねんど 26年度
せいかつかいご 生活介護	950 18,021	975 18,495	1,000 18,970
じりつくんれん 自立訓練	4	4	4
きのうくんれん (機能訓練)	70	70	70
じりつくんれん 自立訓練	46	48	50
せいかつくんれん (生活訓練)	1,163	1,214	1,265
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	170 2,832	180 2,915	190 2,999
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	500	550	600
えいがた (A型)	9,000	10,450	11,400
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	775	800	830
びいがた (B型)	13,950	14,400	14,940
りょうようかいご 療養介護	17	17	17
たんきにゅうしょ 短期入所	150 800	160 900	170 1,000

げんじょう かだい
 (3) 現状と課題

あ せいかつかいご しせつにゅうしょしゃ げんじょう
 ア 生活介護は、施設入所者が減少しているにもかかわらず、

へいせい 22 ねんどいこう みこみりょう うまわるのび みせて
 平成22年度以降、見込量を上回る伸びを見せています。

しょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう しんてん ともない じたく せいかつ
 障害者の地域生活への移行の進展に伴い、自宅で生活する

しょうがいしゃ にーず かくだい よういん ひとつ
 障害者のニーズが拡大してきたことも、要因の一つとして

かんがえられます
 考えられます。

い しょうがいていどくぶん くぶん いじょう もの たいしょう せいかつ
 イ 障害程度区分が区分3以上である者を対象とする生活

かいご じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう すいしん かんてん
介護は、重度障害者の地域生活への移行を推進する観点から、
ひきつづき かくじゅう はかるひつよう
引き続き、拡充を図る必要があります。

う せいかつかいご にゆうよくしえん じゅうどざいたくしょうがいしゃ にーず
ウ 生活介護における入浴支援は、重度在宅障害者のニーズ
たかい かくじゅう はかるひつよう
が高いことから、拡充を図る必要があります。

え しゅうろういこうしえん だい2きけいかく りようしゃすう よこばいけいこう
エ 就労移行支援は、第2期計画では、利用者数が横ばい傾向
みこみりょう おおきくわりこんで いっぱんしゅうろう もくてき
にあり、見込量を大きく割り込んでいます。一般就労を目的
りようきかん 2ねん かぎられて えいきょう
としているため、利用期間が2年と限られていることの影響
かんがえられます
が考えられます。

お しゅうろうけいぞくしえん みこみりょう おおきくうわまわるじゅうよう
オ 就労継続支援は、見込量を大きく上回る需要があり、
じぎょうしゃ しんきさんにゆう すすんで
事業者の新規参入も進んでいます。

か しゅうろうけいぞくしえん しょうがいしゃ こようけいやく ていけつ しゅうろう
カ 就労継続支援のうち、障害者と雇用契約を締結する就労
けいぞくしえん えいがた しめるわりあい へいせい23ねん9がつげんざい 4わり
継続支援(A型)が占める割合は、平成23年9月現在で4割
くに きほんししん 3わり うわまわって
であり、国の基本指針である3割を上回っています。

き さーびす りようじょうきょう りよういこう かんするあんけーと
キ サービスの利用状況と利用意向に関するアンケートでは、
しゅうろうけいぞくしえん しゅうろういこうしえん にばんめ おおきなわりあい
就労継続支援と就労移行支援は、二番目に大きな割合を
しめて こんご いっそう かくじゅう はかるひつよう
占めており、今後、一層の拡充を図る必要があります。

く たんきにゆうしょ だい1きけいかく みこみりょう したまわって
ク 短期入所は、第1期計画においては見込量を下回って

いでしたが、第2期計画では、急速に実績が伸びています。

その要因としては、障害者の地域生活への移行の進展に伴い、

障害者のニーズが拡大してきたことが考えられます。

障害者の介護者を支援するサービスとして、今後も相当量

の利用が見込まれることから、引き続き、拡充を図る必要が

あります。

(4) 見込量確保のための方策

ア 生活介護は、医師、看護職員などの配置が必要であること

から、医療機関との連携を強化します。

イ 就労移行支援は、障害者試行雇用(トライアル雇用)、職場

適応援助者(ジョブコーチ)など労働関係の支援施策とより

緊密な連携を図り、障害者の一般就労への移行を促進

します。

ウ 障害児に対する将来の就労と自立への基礎づくりを図る

ため、岡山市障害児仕事体験活動事業を広く告知し、障害児の

仕事体験活動への参加を推進します。

エ 障害者の工賃水準の引き上げを図るため、福祉の店など

において、障害者が製作した物品などの販売事業を一層促進

します。

お しょうがいしゃしえんしせつ じぞくてき ぶっぴん えきむ ていきょう おこなう
オ 障害者支援施設などが持続的に物品や役務の提供を行う

ため、ちほうじちほう しょうわ 2 2 ねんほうりつだい 6 7 ごと もとづくしょうがいしゃ
ため、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく障害者

しえんしせつ ぶっぴん えきむ ちょうたつ かかる ずいけいやくせいど
支援施設などからの物品や役務の調達に係る随意契約制度

せつきょくてき かつよう しょうがいしゃしえんしせつ じゅちゅう きかい
を積極的に活用し、障害者支援施設などの受注の機会を

かくほ
確保します。

3 居住系サービス

(1) 第1期計画と第2期計画における実績

(単位：人/月)

区分	年度	第1期計画			第2期計画		
		18	19	20	21	22	23年 9月
共同生活介護	見込量	230	253	282	313	395	479
	実績	112	188	233	252	262	279
共同生活援助	見込量	684	673	651	659	647	640
	実績	870	678	648	636	625	619

(2) 第3期計画における必要な見込量

(単位：人/月)

区分	24年度	25年度	26年度
共同生活介護	290	300	310
共同生活援助	620	615	610

(3) 現状と課題

共同生活介護と共同生活援助の利用者数は、増加していますが、依然、見込量を下回っています。その要因としては、障害者の地域生活への移行の進展に伴い、自宅での生活が増加してきたことが考えられます。

サービスの利用状況と利用意向に関するアンケートでは、

きょうどうせいかつえんじょ きょうどうせいかつかいご さんばんめ おおきなわりあい
共同生活援助と共同生活介護は、三番目に大きな割合を
しめて
占めています。

う ちいきせいかつ いこう すいしん ひきつづき きょうどう
ウ 地域生活への移行を推進するためには、引き続き、共同
せいかつえんじょ きょうどうせいかつかいご せいび すすめるひつよう
生活援助や共同生活介護の整備を進める必要があります。

え しせつにゆうしょしえん きょうどうせいかつえんじょ きょうどうせいかつかいご
エ 施設入所支援は、共同生活援助、共同生活介護などでの
たいおう こんなん しせつにゆうしょ しん ひつよう はんたん
対応が困難であるなど、施設入所が真に必要であると判断
される場合に限定されます。

お しせつにゆうしょしやすう へいせい 23ねん 10がつ 1にちげんざい へいせい 17ねん
オ 施設入所者数は、平成23年10月1日現在、平成17年
10がつ 1にち くらべ 7ぱーせんと げんしょう だい2き
10月1日と比べ9.7パーセントの減少であり、第2期
けいかく くに きほんししん 7ぱーせんといじょう げんしょう
計画における国の基本指針である7パーセント以上の減少
たっせい
を達成しています。

か しん しせつにゆうしょしえん ひつよう ばあい えんかつ
カ 真に施設入所支援を必要とする場合においては、円滑に
さーびす ていきょう うける たいせいづくり ととのえる
サービスの提供を受けられることができる体制づくりを整える
ひつよう
必要があります。

(4) みこみりょうかくほ ほうさく 見込量確保のための方策

あ ふくししせつ にゆうしょしや ちいきせいかつ いこう すいしん かんてん
ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点
げんそく あらた にゆうしょしせつ せいび おこないません
から、原則として、新たな入所施設の整備は行いません。

い きょうどうせいかつえんじょ きょうどうせいかつかいご せいび あ た っ て じぎょう
イ 共同生活援助と共同生活介護の整備に当たっては、事業
ゆうせんど たかい せっきょくてき じぎょうしゃ はたらきかけ
の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを
おこなって
行っています。

4 相談支援

(1) 第1期計画と第2期計画における実績

(単位：人/月)

区分	年度	第1期計画			第2期計画		
		18	19	20	21	22	23年 9月
指定相談支援 (サービス利用)	見込量	139	181	225	18	20	22
計画作成 対象者数)	実績	8	12	16	25	36	37

(2) 第3期計画における必要な見込量

(単位：人/月)

区分	24年度	25年度	26年度
地域移行支援	41	41	41
地域定着支援	215	255	264
計画相談支援	486	884	1,310

※ 地域移行支援と地域定着支援は、障害者の地域生活

への移行を円滑かつ着実に推進するために必要な見込量

を設定します。

※ 計画相談支援は、平成24年度から3年間ですべての

対象者について実施するため、3年の期間を見通して適切

な見込量を設定します。

(3) げんじょう かだい 現状と課題

あ さーび すりよう けいかく さくせい たいしょう しゃすう せいど ほつそく とうしよ
ア サービス利用計画作成対象者数は、制度発足当初から、

みこみりよう おおきく したまわり ていちょう じょうきよう つづいて
見込量を大きく下回り、低調な状況が続いています。その

よういん しょうがい しゃしえん しせつ たいしよ ともない しゅうちゅうてき
要因としては、障害者支援施設からの退所に伴い集中的に

しえん おこなう ひつよう もの たいしよ りようしゃ
支援を行うことが必要である者など対象となる利用者が

かぎられる さーび すていきよう かかる じぎょうしゃ ふたん おおきい
限られること、サービス提供に係る事業者の負担が大きい

たいおうのうりよく およばない かんがえられます
ため対応能力が及ばないことなどが考えられます。

い げんざい せいかつ かいてき ひつよう かんする
イ 現在の生活を快適にするために必要なことに関する

あんけーと そうだん まどぐち もつとも おおきな わりあい しめて
アンケートでは、「相談窓口」が最も大きな割合を占めて

います。

う しょうがい ふくし さーび す こまって かんする あんけーと
ウ 障害福祉サービスで困っていることに関するアンケート

とく こまって のぞき さーび す ないよう
では、特に困っていることはないを除き、① サービスの内容

わからない じぎょうしゃ じょうほう すくない りようて つづき
が分からない、② 事業者情報が少ない、③ 利用手続きと

じょうほう ていきよう ふそく かいどう おおく しめて
いずれも情報提供の不足についての回答が多くを占めて

います。

え そうだん あいて かんする あんけーと かぞく しんぞく もつとも
エ 相談相手に関するアンケートでは、「家族・親族」が最も

おおきな わりあい しめて
大きな割合を占めています。

お そうだん しえん ていきよう たいせい りようて きかくだい はかる へいせい 24 ねん
オ 相談支援の提供体制の量的拡大を図るため、平成24年

4がつ1にち ちいきそうだんしえん ちいきいこうしえん ちいきでいちやくしえん
4月1日から、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

そうせつ けいかくそうだんしえん かくじゅう さーびすと
を創設するとともに、計画相談支援を拡充し、サービス等

りようけいかくさくせい たいしょうしゃ おおはば かくだい
利用計画作成の対象者を大幅に拡大します。

(4) みこみりようかくほ ほうさく 見込量確保のための方策

あ くに そうだんしえん にないて かくほ はかる そうだんしえんじゅうじしゃ
ア 国は、相談支援の担い手の確保を図るため、相談支援従事者

けんしゅう じっししゅたい かくだい みんかんだんたい そうだんしえんじぎょうしゃ かつよう
研修の実施主体の拡大や民間団体の相談支援事業者の活用

はかる
を図ることとしています。

い じりつしえんきょうぎかい じゅうじつ きょうか ちいきいこう ネットワーク
イ 自立支援協議会を充実・強化し、地域移行のネットワーク

きょうか ちいき しゃかいしげん かいはつ さーびすりようけいかく しつ
の強化や地域の社会資源の開発、サービス利用計画の質の

こうじょう しょうがいしゃぎやくたいぼうし ネットワーク きょうか やくわり
向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などの役割を

にないます
担います。

だい5 ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かんするじこう
 第5 地域生活支援事業の実施に関する事項

だい1 きけいかく だい2 きけいかく じっせき
 1 第1期計画と第2期計画における実績

くぶん 区分	ねん 年度	だい1 きけいかく 第1期計画			だい2 きけいかく 第2期計画				
		18	19	20	21	22	ねん 23年 がつ 9月		
相談支援事業	しょうがいしゃそだんしえん 障害者相談支援 じぎょう 事業 じっしかしよすう (実施箇所数)	みこみりょう 見込量	22	31	37	34	43	52	
		じっせき 実績	21	26	25	23	21	22	
	ちいきじりつしえん 地域自立支援 きょうぎかい 協議会 じっし うむ (実施の有無)	みこみりょう 見込量	6	7	7	あり有	あり有	あり有	
		じっせき 実績	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	
	しょうがいじとりょういくしえん 障害児等療育支援 じぎょう 事業 じっしかしよすう (実施箇所数)	みこみりょう 見込量	6	7	7	6	6	7	
		じっせき 実績	6	6	6	6	6	6	
	しちょうそんそだんしえんきのう 市町村相談支援機能 きょうかじぎょう 強化事業 じっし うむ (実施の有無)	みこみりょう 見込量	6	8	8	あり有	あり有	あり有	
		じっせき 実績	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	
	じゅうたくにゆうきょうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業 じっし うむ (実施の有無)	みこみりょう 見込量	6	7	7	あり有	あり有	あり有	
		じっせき 実績	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	
	せいねんこうけんせいどりようしえん 成年後見制度利用支援 じぎょう 事業 じっし うむ (実施の有無)	みこみりょう 見込量	6	7	7	あり有	あり有	あり有	
		じっせき 実績	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	あり有	
	こみゆにけーしよんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業	しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ 手話通訳者・要約筆記者 はけんじぎょう 派遣事業 げっかんはけんけんすう (月間派遣件数)	みこみりょう 見込量	37	41	44	49	52	54
			じっせき 実績	41	42	40	43	47	55
しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業 せっちしゃすう (設置者数)		みこみりょう 見込量	あり有	あり有	あり有	2	2	2	
		じっせき 実績	2	2	2	2	2	2	

日常生活用具給付等事業(年間給付件数)	かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	みこみりよう 見込量	52	54	56	51	56	60
		じっせき 実績	16	41	26	33	38	17
	じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	みこみりよう 見込量	77	98	98	83	92	101
		じっせき 実績	45	58	76	67	92	52
	ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	みこみりよう 見込量	56	79	79	69	75	81
		じっせき 実績	27	71	66	80	79	38
	じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	みこみりよう 見込量	174	189	203	165	204	243
		じっせき 実績	65	105	123	113	101	51
	はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	みこみりよう 見込量	8080	8290	8490	9029	9061	9094
		じっせき 実績	5396	9555	9384	10129	11879	4562
	きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	みこみりよう 見込量	25	27	29	23	28	33
		じっせき 実績	4	13	13	19	28	8
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 (月間利用者数)	みこみりよう 見込量	277	390	404	422	456	490	
	じっせき 実績	313	372	386	404	454	509	
地域活動支援センター (月間利用者数)	ちいきかつどうしえんせんたー I型	みこみりよう 見込量	168	210	210	127	154	210
		じっせき 実績	68	95	107	107	100	95
	ちいきかつどうしえんせんたー II型	みこみりよう 見込量	289	289	289	193	265	336
		じっせき 実績	123	122	121	124	113	118
	ちいきかつどうしえんせんたー III型	みこみりよう 見込量	239	246	248	211	231	250
		じっせき 実績	274	271	256	266	238	198
	しょうきぼさぎょうしょ 小規模作業所	みこみりよう 見込量	93	93	93	44	22	22
		じっせき 実績	83	64	71	21	22	22
その他の事業	にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業 (月間利用者数)	みこみりよう 見込量	249	281	313	347	378	408
		じっせき 実績	197	277	320	398	507	520
	せいかつさぽーとじぎょう 生活サポート事業 (月間利用者数)	みこみりよう 見込量	27	28	28	3	3	3
		じっせき 実績	1	2	2	1	0	0
	ようやくひつきほうしいんようせい 要約筆記奉仕員養成 事業 (養成講習修了者数)	みこみりよう 見込量	あり 有	あり 有	あり 有	10	10	10
		じっせき 実績	10	9	6	10	16	5

その 他の 事業	福祉ホーム事業 げっかんりようしゃすう (月間利用者数)	みこみりよう 見込量	2	16	16	12	12	30	
		じっせき 実績	0	0	11	11	11	11	
	社会参加促進事業 しゃかいさんかそくしんじぎょう	すぽーつたいかい スポーツ大会・	みこみりよう 見込量	あり 有	あり 有	あり 有	1150	1150	1150
			じっせき 実績	1360	1129	1149	1471	1324	593
		きょうしつかいさい 教室開催 ねんかんさんかしゃすう (年間参加者数)	みこみりよう 見込量	あり 有	あり 有	あり 有	800	1000	1000
			じっせき 実績	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	7477
		げいじゆつ ぶんかかいさい 芸術・文化開催 ねんかんさんかしゃすう (年間参加者数)	みこみりよう 見込量	あり 有	あり 有	あり 有	50	50	50
			じっせき 実績	あり 有	あり 有	あり 有	50	50	50
		てんじ こえ こうほう 点字・声の広報 はっこう 発行 ねんかんはっこうかいすう (年間発行回数)	みこみりよう 見込量	12	12	12	10	11	12
			じっせき 実績	10	18	6	12	7	2
		じどうしゃうんてんめんきよ 自動車運転免許 しゅとくじよせい 取得助成 ねんかんじよせいけんすう (年間助成件数)	みこみりよう 見込量	81	81	81	73	77	81
			じっせき 実績	68	60	60	65	40	20

だい 3 きけいかく ひつよう みこみりょう
 2 第3期計画における必要な見込量

くぶん 区分	ねんど 24年度	ねんど 25年度	ねんど 26年度	
相談支援事業 そうだんしえんじぎょう	しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業 じっしみこみかしょすう (実施見込箇所数)	25	27	30
	きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター せっちうむ (設置の有無)	なし 無	なし 無	なし 無
	しちようそんそうだんしえんきのうきょうかじぎょう 市町村相談支援機能強化事業 じっしうむ (実施の有無)	あり 有	あり 有	あり 有
	じゅうたくにゆうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業 じっしうむ (実施の有無)	あり 有	あり 有	あり 有
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業 ねんかんりようみこみしやすう (年間利用見込者数)	15	20	25	
コミュニケーション 支援事業 しえんじぎょう	しゅわ つうやくしゃ ようやく ひっきしゃ 手話通訳者・要約筆記者 はけんじぎょう 派遣事業 げっかんはけんみこみけんすう (月間派遣見込件数)	58	61	64
	しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業 せっちみこみしやすう (設置見込者数)	2	2	2
日常生活用具給付等事業 にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう (年間給付見込件数) ねんかんきゅうふみこみけんすう	かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	35	35	35
	じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	103	103	103
	ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	96	96	96
	じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	162	137	137
	はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	10, 149	10, 149	10, 149
	きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	39	39	39

いどうしえんじぎょう 移動支援事業 げっかんりようみこみしやすう (月間利用見込者数)		541	606	679	
ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター げっかんりようみこみしやすう (月間利用見込者数)	ちいきかつどうしえんせんたー1がた 地域活動支援センターⅠ型	135	135	135	
	ちいきかつどうしえんせんたー2がた 地域活動支援センターⅡ型	120	120	120	
	ちいきかつどうしえんせんたー3がた 地域活動支援センターⅢ型	170	160	150	
	しょうきぼさぎょうしょ 小規模作業所	22	22	22	
はったつしょうがいしやしえんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業 じょうだんじっしみこみかしょすう (上段:実施見込箇所数) げだんげっかんりようみこみしやすう (下段:月間利用見込者数)		1 86	1 93	1 100	
しょうがいじどうりょういくしえんじぎょう 障害児等療育支援事業 じっしみこみかしょすう (実施見込箇所数)		7	7	7	
そのた 事業	にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業 げっかんりようみこみしやすう (月間利用見込者数)	550	580	600	
	せいかつさぽーとじぎょう 生活サポート事業 げっかんりようみこみしやすう (月間利用見込者数)	2	2	2	
	ようやくひつきほうしいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業 ようせいこうしゅうしゅうりようみこみしやすう (養成講習修了見込者数)	10	10	10	
	ふくしほーむじぎょう 福祉ホーム事業 げっかんりようみこみしやすう (月間利用見込者数)	12	12	12	
	社会参加促進事業	すぽーつたいかいきょうしつかいさい スポーツ大会・教室開催 ねんかんさんかみこみしやすう (年間参加見込者数)	1,450	1,450	1,450
		げいじゅつぶんかかいさい 芸術・文化開催 ねんかんおうぼみこみしやすう (年間応募見込者数)	227	250	275
てんじこえこうほうはっこう 点字・声の広報発行 ねんかんはっこうみこみかいすう (年間発行見込回数)		50	50	50	

じどうしゃうんでんめんきょしゅとくじよせい 自動車運転免許取得助成 ねんかんしゅとくみこみけんすう (年間取得見込件数)	10	10	10
じどうしゃかいぞうひじよせい 自動車改造費助成 ねんかんじよせいみこみけんすう (年間助成見込件数)	56	56	56

3 げんじょう かだい 現状と課題

- (1) ちいきいこう ネットワーク きょうか ちいき しゃかいしげん かいほう
地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、
さーびす りよう けいかく しつ こうじょう しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうし
サービス利用計画の質の向上、障害者虐待防止の
ネットワーク きょうか はかる じりつしえんきょうぎかい かつせいか
ネットワークの強化などを図るため、自立支援協議会の活性化
すすめるひつよう
を進める必要があります。
- (2) はんだんのうりよく じゅうぶん しょうがいしゃ ほうてきちい かくほ ざいさん
判断能力が十分ではない障害者の法的地位を確保し、財産
けんり ほご せいねんこうけんせいど りようそくしん はかるひつよう
や権利を保護するため、成年後見制度の利用促進を図る必要が
あります。
- (3) ちょうかくしょうがいしゃ きがる がいしゅつ かんきょう ととのえる
聴覚障害者が気軽に外出しやすい環境を整えるため、
こみゅにけーしょん しえんじぎょう かくじゅう はかるひつよう
コミュニケーション支援事業の拡充を図る必要があります。
- (4) いどうしえんじぎょう とうしょ みこみ たかいらりようじつせき しめして
移動支援事業は、当初の見込みどおり、高い利用実績を示して
います。また、さーびす りよう じょうきょう りよういこう かんする
アンケートでは、行動援護や同行援護も含めた外出時における
あんけーと こうどうえんご どうこうえんご ふくめたがいしゅつじ
移動中の支援は、最も大きな割合を占めており、今後、こんご いっそう
移動中の支援は、最も大きな割合を占めており、今後、一層の
かくじゅう はかるひつよう
拡充を図る必要があります。

(5) ちいきかつどうしえんせんたー しょうがいしゃ たいするそうさくてきかつどう せいさん
地域活動支援センターは、障害者に対する創作的活動や生産

かつどう ていきょう くわえ そうだんしえん じりつしえんきょうぎかい じゅうたくにゅうきょう
活動の提供に加え、相談支援、自立支援協議会、住宅入居等

しえん せいねんこうけんせいどりようしえん じぎょう おこなって
支援、成年後見制度利用支援などの事業を行っています。

げんざい せいかつ かいてき ひつよう かんする
現在の生活を快適にするために必要なことに関する

あんけーと そうだんまどぐち もっともおおきなわりあい しめて
アンケートでは、「相談窓口」が最も大きな割合を占めており、

ひきつづき ちいきかつどうしえんせんたー そうだんじぎょう かくじゅう
引き続き、地域活動支援センターにおける相談事業の拡充を

はかるひつよう
図る必要があります。

(6) はったつしょうがいしゃ しえん はったつしょうがいしゃ じりつ
発達障害者への支援については、発達障害者の自立を

めざし そうきはつけん しえん とりくみ かんけいきかん れんけい しえん
目指し、早期発見・支援の取組みや関係機関が連携した支援の

じゅうじつ はかる らいふすてーじ おうじたきれめ
充実を図ることで、それぞれのライフステージに応じた切れ目

のない支援を行っていく必要があります。

また、はったつしょうがいしゃ かぞく ちいき あんしん せいかつ
また、発達障害者やその家族が地域で安心して生活できる

よう、はったつしょうがい たいするりかい ひろめる ふきゅう けいはつ しえん
よう、発達障害に対する理解を広めるための普及・啓発や支援

かかわるもの ししつこうじょう はかるひつよう
に関わる者の資質向上を図る必要があります。

(7) にっちゅういちじしえんじぎょう どうしょ みこみ たかいりようじつせき
日中一時支援事業は、当初の見込みどおり、高い利用実績を

しめして しょうがいしゃ かいごしゃ しえん さーびす
示しています。障害者の介護者を支援するサービスとして、

こんご そうとうりょう りょう みこまれる ひきつづき かくじゅう
今後も相当量の利用が見込まれることから、引き続き、拡充を

はかるひつよう
図る必要があります。

(8) 地域で生活をするために必要なことや働くために必要な条件に関するアンケートでは、「障害に対する理解が進むこと」が大きな割合を占めています。

スポーツ、芸術・文化などの活動をさらに充実させることにより、障害者の社会参加の促進と市民の障害に対する理解を深める必要があります。

4 見込量確保のための方策

(1) 自立支援協議会は、市内に3団体ありますが、会議の開催、意見の集約など活動しやすい体制づくりに向けて、一つの団体への統合を目指します。

(2) コミュニケーション支援事業の拡充を図るため、手話奉仕員養成講座や本市職員を対象とした手話研修の拡充に取り組んでいきます。

(3) 障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されることから、これまで障害者の権利利益の擁護に関する相談支援に取り組んできた地域活動支援センターは、これまでの経験と実績を活かし、さらなる障害者虐待防止に向けての役割を検討します。

(4) 発達障害者のニーズを踏まえ、専門的な相談支援の充実や

発達障害者支援センターを中核とした関係機関との連携強化

を図り、今後、さらに支援の充実に向けた体制整備に努めて

いきます。

また、発達障害者支援センターが情報発信の拠点となり、

発達障害の正しい理解や支援の必要性について普及・啓発に

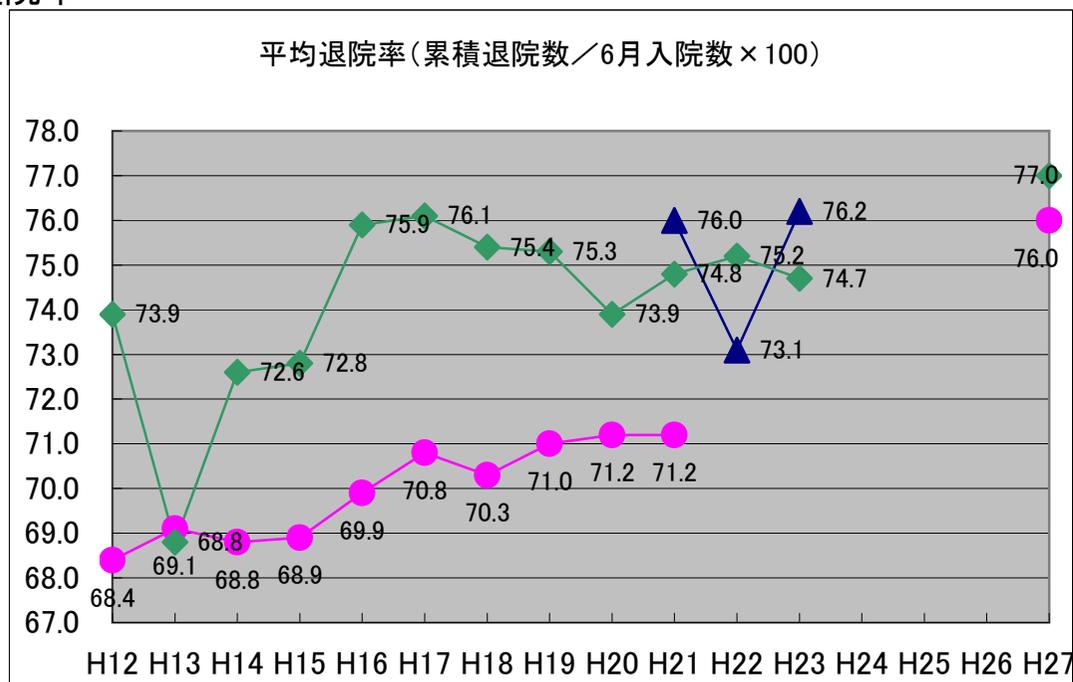
努めるとともに、支援に関わる者への研修などの充実に

取り組めます。

入院中の精神障害者の地域生活移行状況

1 1年未満入院者の平均退院率

調査年度	岡山市	岡山県	国
H12		73.9	68.4
H13		68.8	69.1
H14		72.6	68.8
H15		72.8	68.9
H16		75.9	69.9
H17		76.1	70.8
H18		75.4	70.3
H19		75.3	71.0
H20		73.9	71.2
H21	76.0	74.8	71.2
H22	73.1	75.2	
H23	76.2	74.7	
H24			
H25			
H26			
H27		77.0	76.0



2 高齢長期退院者数(65歳以上であって5年以上入院していた者の数)

(1) 岡山県

平成23年6月
132人



目標値(27年630調査)
158人

増加率
19.7パーセント

(2) 岡山県の算出にならって岡山市で算出した場合

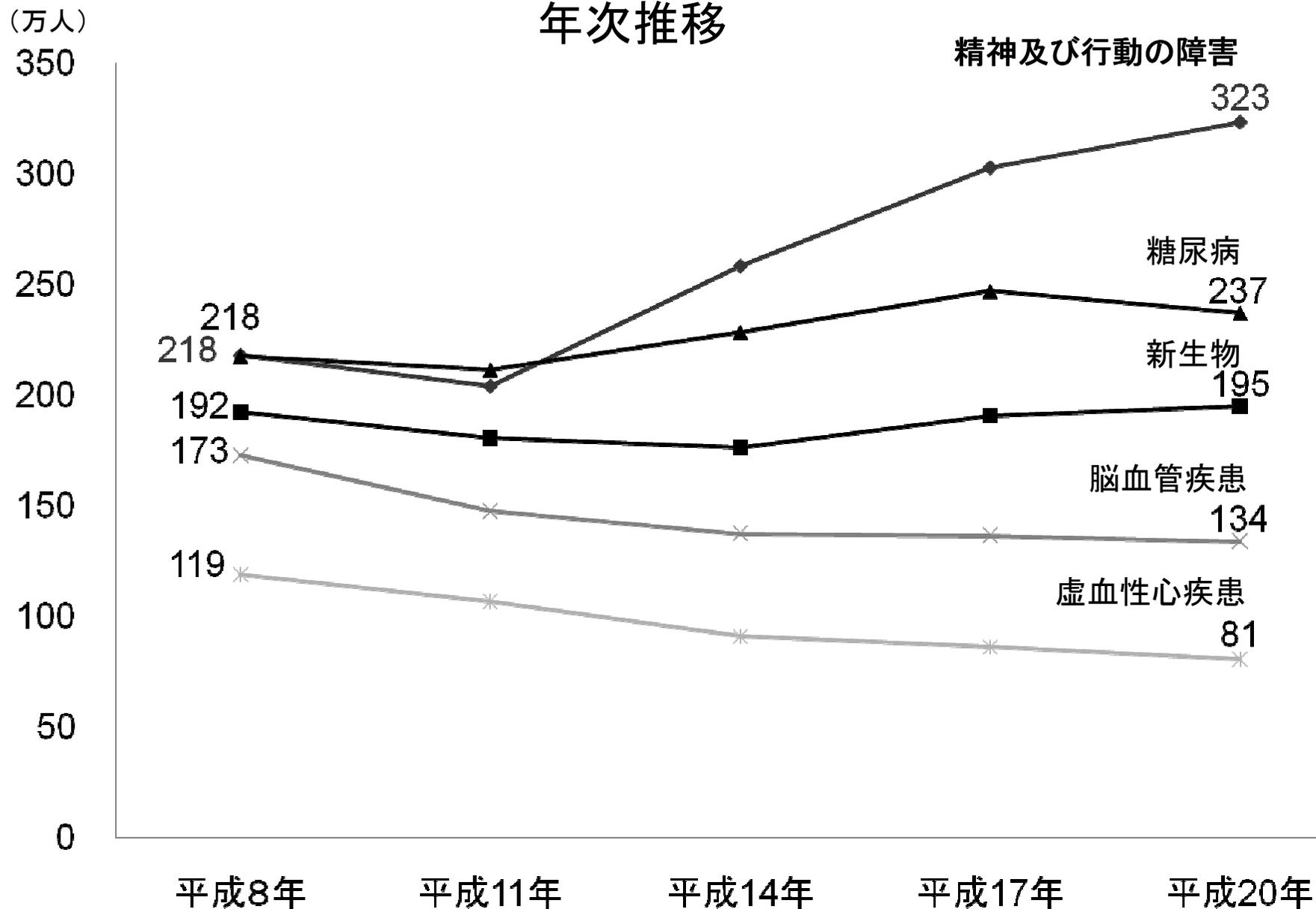
平成23年6月
36人



目標値(27年630調査)
44人

増加率
22.2パーセント

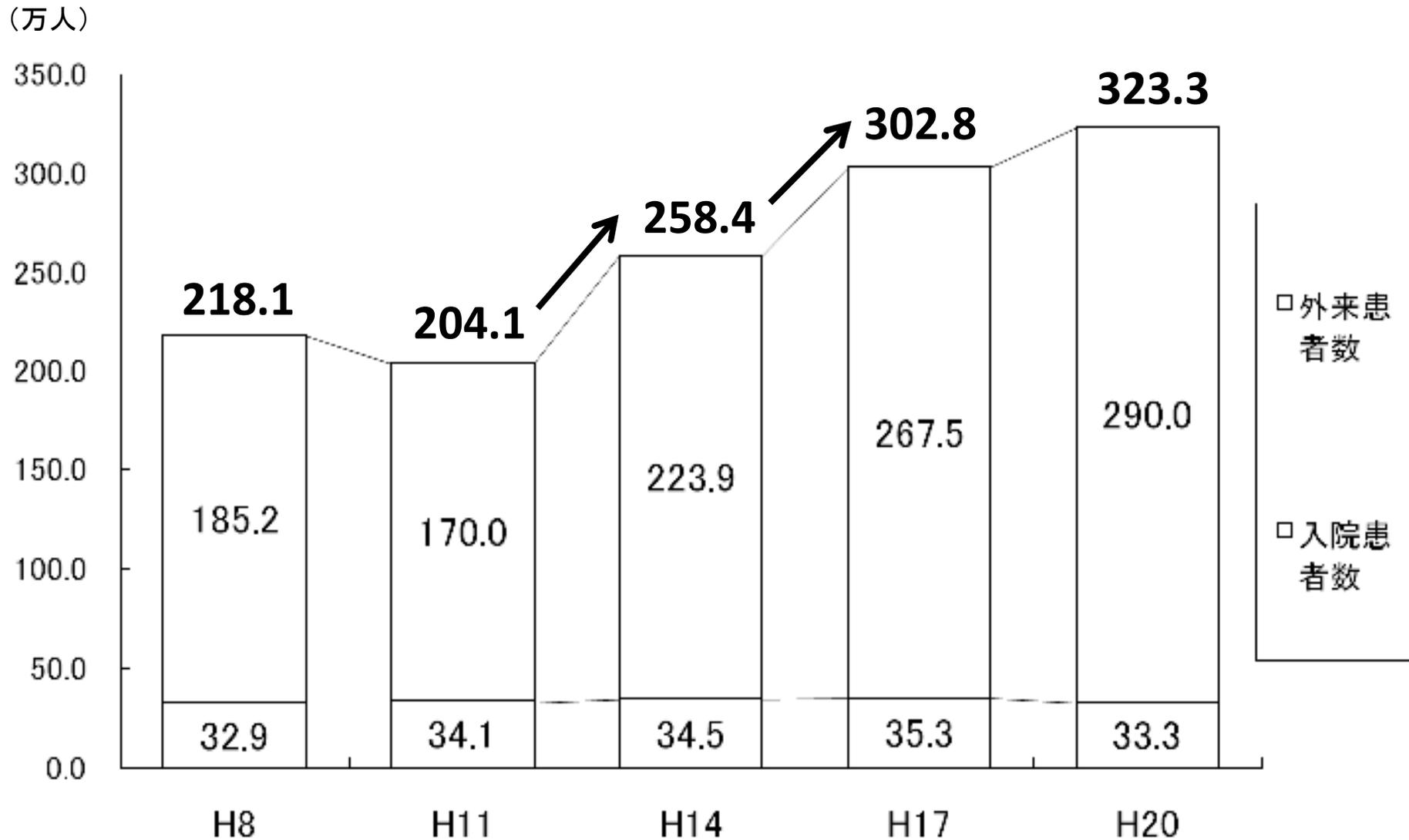
傷病別の医療機関にかかっている患者数 年次推移



出典: 患者調査(総患者数:医療機関を受療している推計患者数)

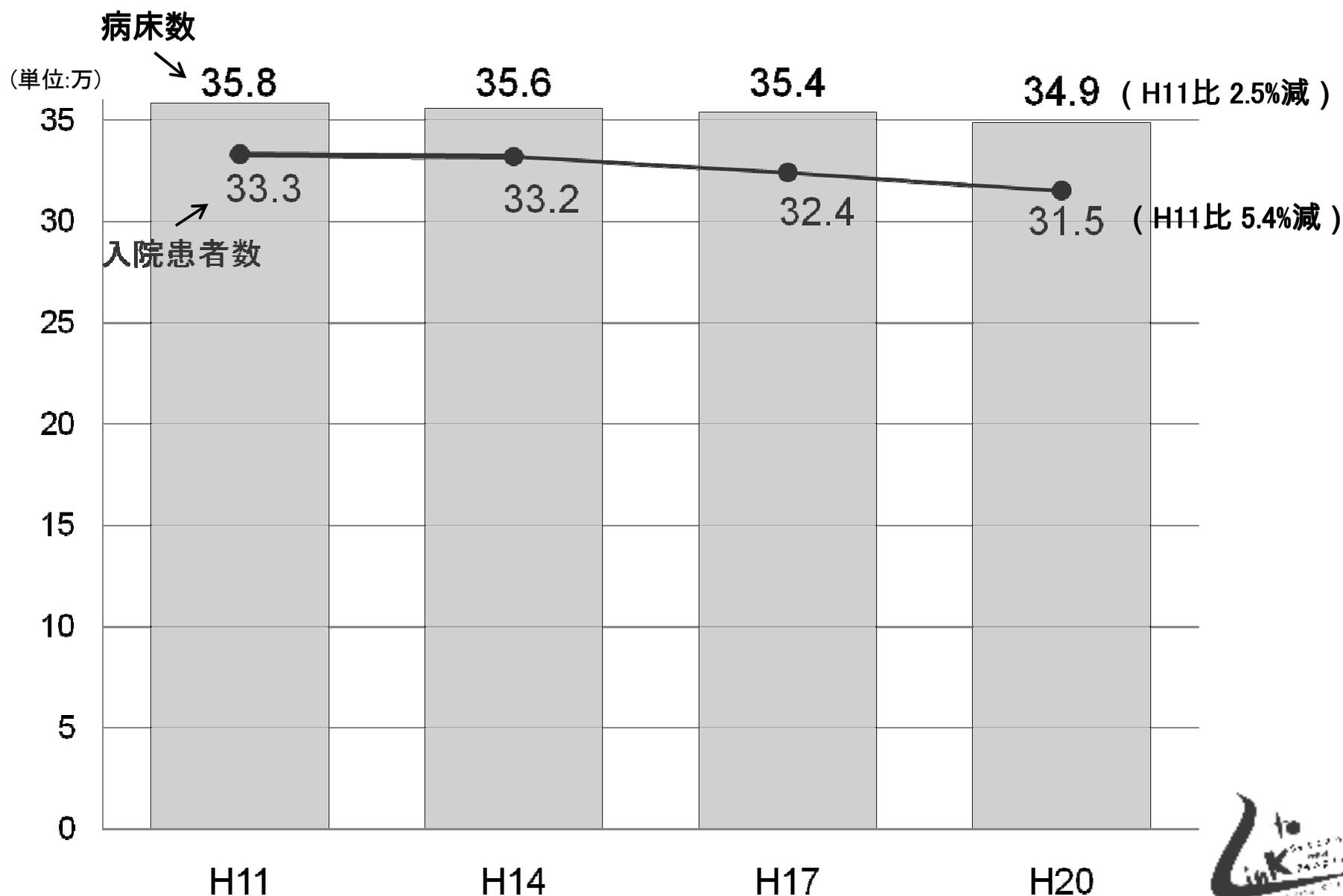
精神疾患・障害者の状況Ⅱ

～精神疾患の患者数～（医療機関にかかっている患者）



資料：患者調査

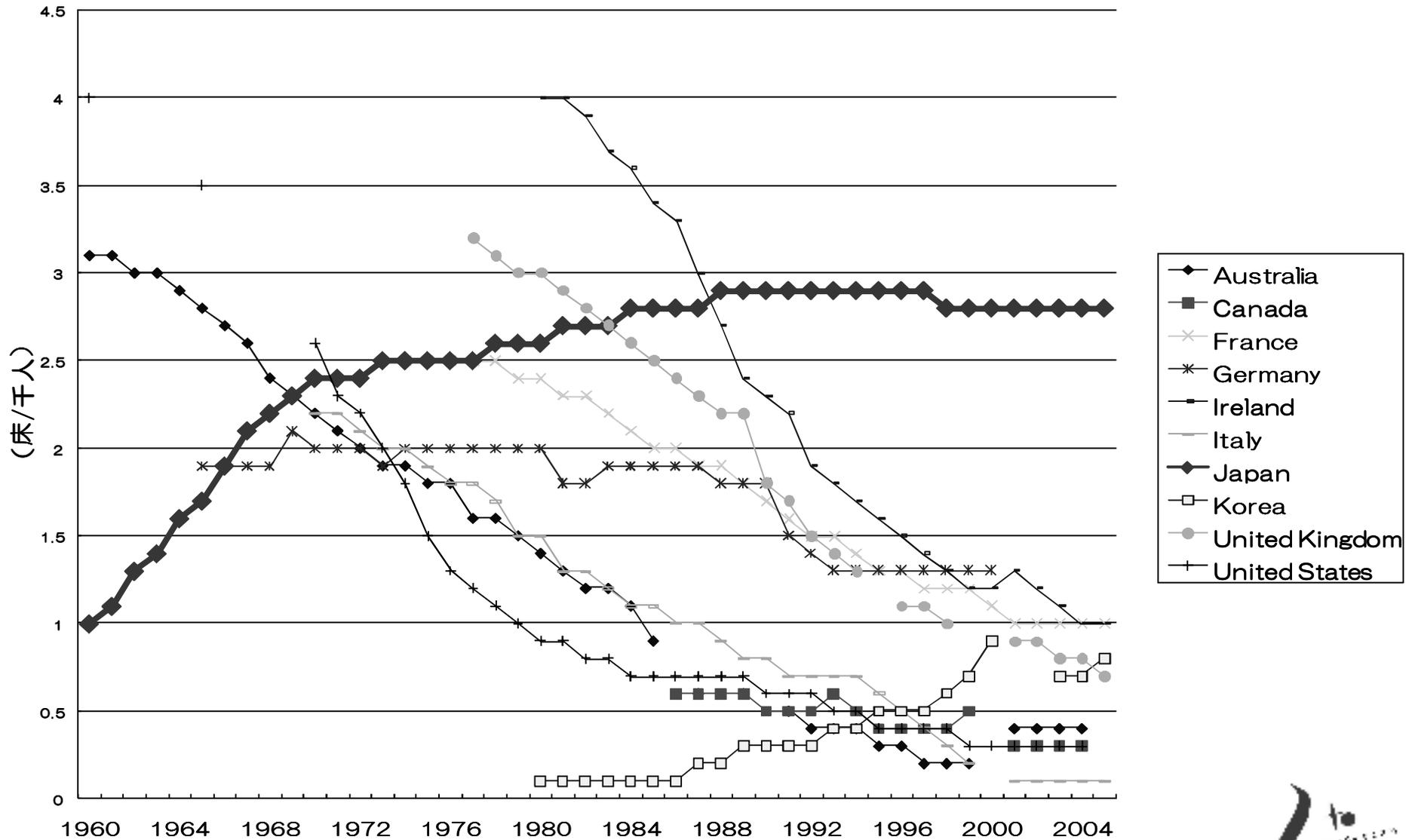
精神病床数および入院患者数の変化



資料: 病床数—医療施設調査(10月1日)、入院患者数—病院報告(10月の平均)



精神病床数(諸外国との比較)



資料: OECD Health Data 2002 (1999年以前のデータ)
 OECD Health Data 2007 (2000年以降のデータ)



「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」概要

～「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書（座長：樋口輝彦 国立精神・神経センター）～

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月から概ね10年間)の中間点において、後期5か年の重点施策群の策定に向け、有識者による検討をとりまとめ【平成21年9月】

- ◎ 精神疾患による、生活の質の低下や社会経済的損失は甚大。
- ◎ 精神障害者の地域生活を支える医療・福祉等の支援体制が不十分。
- ◎ 依然として多くの統合失調症による長期入院患者が存在。これは、入院医療中心の施策の結果であることを、行政を含め関係者が反省。



- 「改革ビジョン」の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念の推進
- 精神疾患にかかった場合でも
 - ・質の高い医療
 - ・症状・希望等に応じた、適切な医療・福祉サービスを受け、地域で安心して自立した生活を継続できる社会
- 精神保健医療福祉の改革を更に加速

精神保健医療体系の再構築

- 地域医療の拡充、入院医療の急性期への重点化など医療体制の再編・拡充

- 人員の充実等による医療の質の向上

精神医療の質の向上

- 薬物療法、心理社会的療法など、個々の患者に提供される医療の質の向上

- 地域生活を支える障害福祉サービス、ケアマネジメント、救急・在宅医療等の充実、住まいの場の確保

- 患者が早期に支援を受けられ、精神障害者が地域の住民として暮らしていけるような、精神障害に関する正しい理解の推進

地域生活支援体制の強化

普及啓発の重点的实施

目標値

- 統合失調症入院患者数を15万人に減少<H26>
- 入院患者の退院率等に関する目標を継続し、精神病床約7万床の減少を促進。

- 施策推進への精神障害者・家族の参画

地域を拠点とする共生社会の実現

地域移行支援・地域定着支援の創設

◆地域移行支援

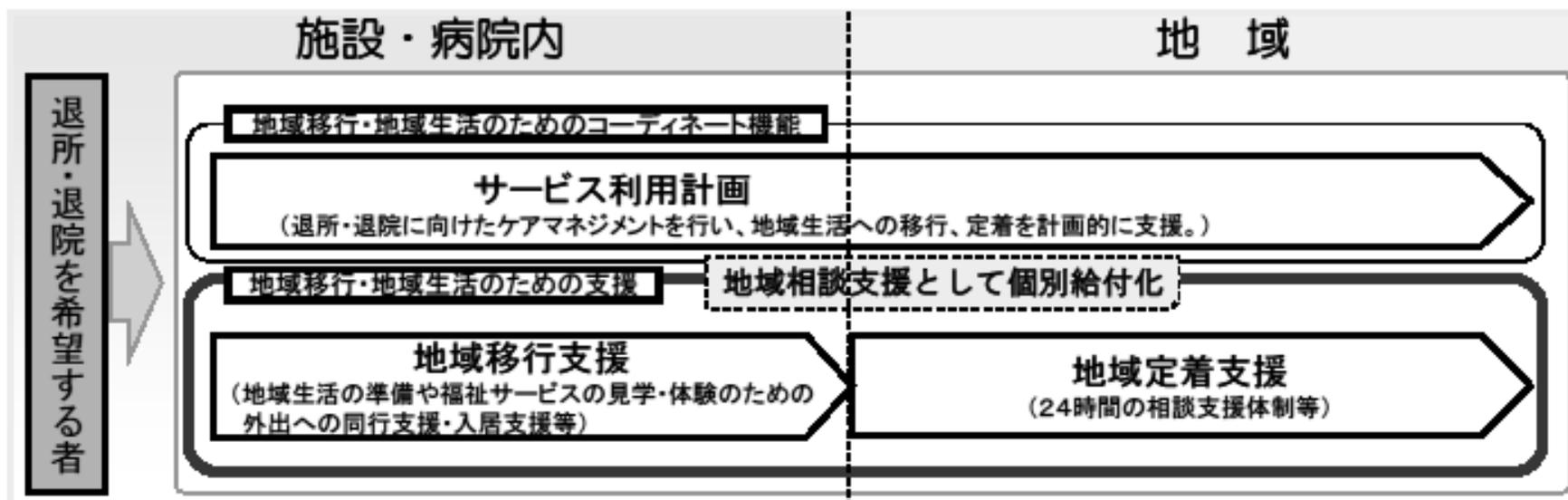
施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」(補助金)で行われているもの(地域移行推進員の活動)と同様の事業を障害者自立支援法に基づく個別給付に。

◆地域定着支援

居宅で一人暮らししている者等については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を障害者自立支援法に基づく個別給付に。



「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）



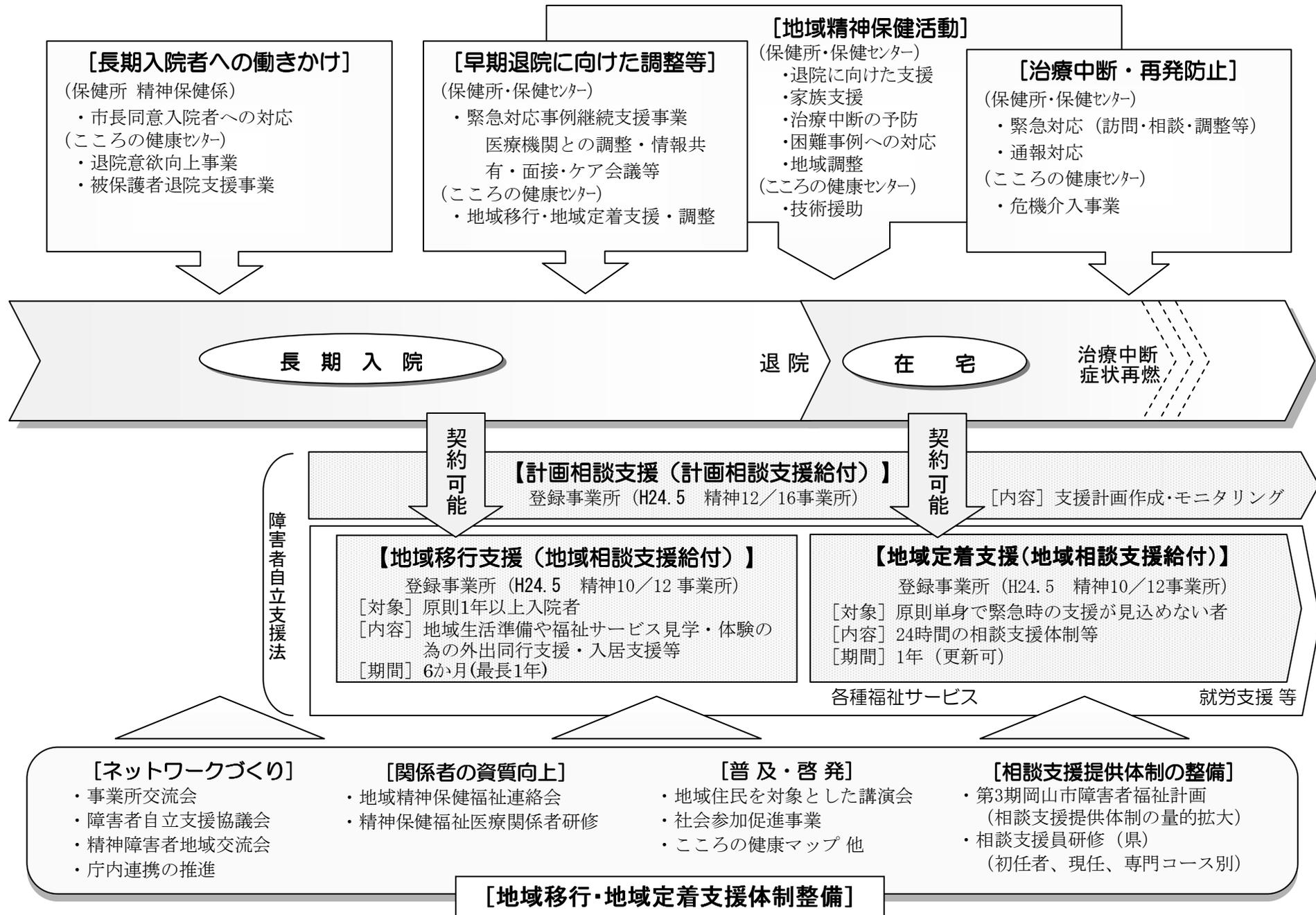
中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）



終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）



障害者虐待防止センター について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

平成23年6月24日公布

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

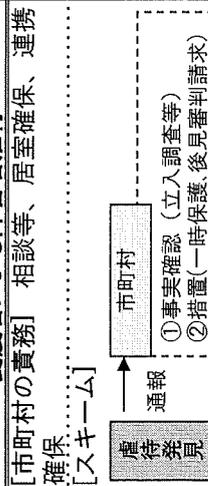
定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

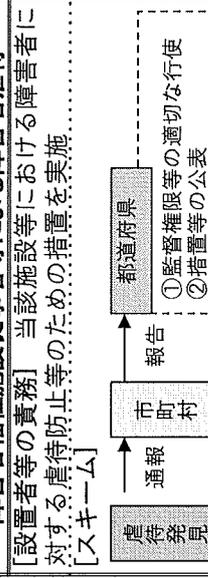
虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

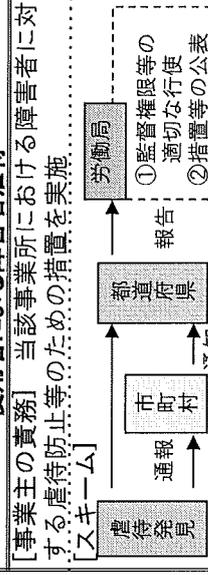
養護者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

養護者による障害者虐待への対応フロー図

